

発行 内閣府
(原稿作成 国立印刷局)

- 電子決済等代行業者に係る電子決済等代行業の登録が失効した件
- (金融庁六七)

〔その他告示〕

- 令和元年七月二十一日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における参議院名簿届出政党等に係る欠員による繰上補充による当選人の住所及び氏名に関する件
- こども家庭庁組織規則の一部を改正する内閣府令(内閣府七〇)
- 法規的告示
- 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件第五十五号に規定する法務大臣の定める特定自動車運送業準備外国人支援計画及び特定自動車運送業準備雇用契約の基準等を定める件の一部を改正する件(法務一〇七)
- (近畿地方整備局七八、七九)

二	二	二	二	二	二	二
○国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律の規定により、政党事務所周辺地域を指定する件(総務二五四)	○令和元年七月二十一日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における参議院名簿届出政党等に係る欠員による繰上補充による当選人の住所及び氏名に関する件	○こども家庭庁組織規則の一部を改正する内閣府令(内閣府七〇)	○法規的告示	○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件第五十五号に規定する法務大臣の定める特定自動車運送業準備外国人支援計画及び特定自動車運送業準備雇用契約の基準等を定める件の一部を改正する件(法務一〇七)	○(中央選挙管理会一六)	○(農林水産一〇七六～一〇九一)
○(農林水産一〇九三、一〇九四)	○船舶安全法の規定に基づき、型式承認をした件(国土交通五一三)	○農薬を登録した件	○種苗法第十三条规定に基づき品種登録出願及び届出に係る事項を公示する件(同一〇九二)	○(農林水産一〇七六～一〇九一)	○(農林水産一〇九三、一〇九四)	○(農林水産一〇九三、一〇九四)
○(厚生労働省)	○(厚生労働省)	○(厚生労働省)	○(厚生労働省)	○(厚生労働省)	○(厚生労働省)	○(厚生労働省)

七	八	九	九	九	八	八
○(近畿地方整備局七八、七九)						
○(厚生労働省)						
○(厚生労働省)						

〔国会事項〕	〔人事異動〕	〔公 告〕
○(内閣府)	○(内閣府)	○(内閣府)

裁判所	相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係
○(内閣府)	○(内閣府)

官 庁	諸 事 項
○(内閣府)	○(内閣府)

府

令

○内閣府令第七十号
こども家庭庁設置法（令和四年法律第七十五号）及びこども家庭庁組織令（令和五年政令第二百二十号）を実施するため、こども家庭庁組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年七月八日

内閣総理大臣 石破 茂

こども家庭庁組織規則の一部を改正する内閣府令
こども家庭庁組織規則（令和五年内閣府令第三十八号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

第五条 削除

改

正

後

改

正

前

（企画官）
第六条 総務課に、企画官二人を置く。
2 企画官は、命を受けて、安全対策課の所掌事務のうち重要事項についての企画及び立案に関する事務を行つ。

（企画官）
第六条 総務課に、企画官一人を置く。

（企画官）
第六条 総務課に、企画官二人を置く。
2 企画官は、命を受けて、安全対策課の所掌事務のうち重要事項についての企画及び立案に関する事務を行つ。

この府令は、令和七年七月八日から施行する。

法規的告示

その他告示

○法務省告示第百七号
刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行に伴い、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件第百五十五号に規定する法務大臣の定める特定自動車運送業準備外国人支援計画及び特定自動車運送業準備雇用契約の基準等を定める件（令和七年法務省告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

令和七年七月八日

法務大臣 鈴木 譽祐
（特定自動車運送業準備雇用契約の相手方となる本邦の公私機関の基準）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

改

正

後

改

正

前

○金融庁告示第六十七号
銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の六十一の七第二項の規定により、次の電子決済等代行業者に係る電子決済等代行業の登録がその効力を失つたので、同法第五十六条第二十号の規定に基づき、告示する。

令和七年七月八日

登録番号 関東財務局長（電代）第十号
電子決済等代行業者名 LINE Pay 株式会社
主たる営業所又は事務所の所在地 東京都品川区西品川一丁目一番九号
登録年月日 平成三十一年十二月二十日
失効年月日 令和七年三月三十一日

○総務省告示第二百五十四号
国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第三条第一項の規定により、衆議院議長の要請があつたので、同項の規定に基づき、次の地域を政党事務所周辺地域として指定する。

令和七年七月八日

送業準備所属機関が契約により登録支援機関に適合特定自動車運送業準備外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、第一号から第十一号まで、第十八号及び第十九号の各号）に掲げるとおりとする。
一・三 （略）

送業準備所属機関が契約により登録支援機関に適合特定自動車運送業準備外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、第一号から第十一号まで、第十八号及び第十九号の各号）に掲げるとおりとする。
一・三 （略）

四次のいずれにも該当しないこと。
イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

送業準備所属機関が契約により登録支援機関に適合特定自動車運送業準備外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、第一号から第十一号まで、第十八号及び第十九号の各号）に掲げるとおりとする。
一・三 （略）

四次のいずれにも該当しないこと。
イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

口 ワ （略）
五・十九 （略）

口 ワ （略）
五・十九 （略）

（施行期日）
1 この告示は、公布の日から施行する。
（経過措置）

2 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号）第十二条に規定する徴役又は同法第十三条に規定する禁錮に処せられた者に係るこの告示による改正後の出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件第百五十五号に規定する法務大臣の定める特定自動車運送業準備外国人支援計画及び特定自動車運送業準備雇用契約の基準等を定める件第四号イの規定の適用については、無期の徴役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の徴役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者とみなす。

改	正	後
（特定自動車運送業準備雇用契約の相手方となる本邦の公私機関の基準）	（特定自動車運送業準備雇用契約の相手方となる本邦の公私機関の基準）	（特定自動車運送業準備雇用契約の相手方となる本邦の公私機関の基準）
第四条 特定活動告示第五十五号に規定する法務大臣が定める特定自動車運送業準備所	第四条 特定活動告示第五十五号に規定する法務大臣が定める特定自動車運送業準備所	第四条 特定活動告示第五十五号に規定する法務大臣が定める特定自動車運送業準備所
属機関の基準は、次の各号（特定自動車運	属機関の基準は、次の各号（特定自動車運	属機関の基準は、次の各号（特定自動車運

名 称	社会民主党全国連合周辺地域
期 間	令和七年七月十日から令和八年七月九日まで
地 域	東京都中央区
明石町 入船一丁目 (三番から五番まで、八番及び九番) 入船二丁目 入船三丁目	明石町 新川二丁目 (二十八番から三十二番まで) 湊一丁目 (三番から六番まで及び十番から十四番まで) 湊二丁目 湊三丁目
側端の一方のみが右の区域に含まれる道路(道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ)の区間のうち当該区域五号に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間に接する交差点)	側端の一方のみが右の区域に含まれる道路(道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ)の区間のうち当該区域五号に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間に接する交差点)
○中央選挙管理会告示第十六号 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第一百一条の二の二第二項及び第三項の規定に基づき、令和元年七月二十一日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における参議院名簿届出政党等に係る欠員による繰上補充による当選人の住所及び氏名を次のとおり告示する。 令和七年七月八日	○中央選挙管理会告示第十六号 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第一百一条の二の二第二項及び第三項の規定に基づき、令和元年七月二十一日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における参議院名簿届出政党等に係る欠員による繰上補充による当選人の住所及び氏名を次のとおり告示する。 令和七年七月八日
参議院名簿届出政党等の名称 日本維新の会	参議院名簿届出政党等の名称 日本維新の会
神奈川県横浜市保土ヶ谷区川島町六八三番地六一 串田久子 (くしだくよ)	神奈川県横浜市保土ヶ谷区川島町六八三番地六一 串田久子 (くしだくよ)
○農林水産省告示第千七十六号 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第 三十三条の二の規定により、次のように保安林の 指定施業要件を変更する。 令和七年七月八日	○農林水産省告示第千七十六号 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第 三十三条の二の規定により、次のように保安林の 指定施業要件を変更する。 令和七年七月八日
農林水産大臣 小泉進次郎 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 二 保安林として指定された目的 水源の涵養 (一) 立木の伐採の方法	農林水産大臣 古屋正隆 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 二 保安林として指定された目的 水源の涵養 (一) 立木の伐採の方法
岩手県花巻市鉛字中平八一、湯口字細野一四 二、字佐野八〇、鍋倉字沢内一二六の一、字上 堰田六四の一、六五の一	岩手県花巻市鉛字中平八一、湯口字細野一四 二、字佐野八〇、鍋倉字沢内一二六の一、字上 堰田六四の一、六五の一
主伐に係る伐採種は、定めない。 立木の伐採の方法	主伐に係る伐採種は、定めない。 立木の伐採の方法
1 主伐に係る伐採をすることができる立木 2 立木として伐採をすることができる市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。	1 主伐に係る伐採をすることができる立木 2 立木として伐採をすることができる市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
当 選 人 の 住 所 当選人の氏名 串田久子 (くしだくよ)	当 選 人 の 住 所 当選人の氏名 串田久子 (くしだくよ)
○農林水産省告示第千七十七号 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第 三十三条の二の規定により、次のように保安林の 指定施業要件を変更する。 令和七年七月八日	○農林水産省告示第千七十七号 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第 三十三条の二の規定により、次のように保安林の 指定施業要件を変更する。 令和七年七月八日
農林水産大臣 小泉進次郎 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 二 保安林として指定された目的 水源の涵養 (一) 立木の伐採の方法	農林水産大臣 小泉進次郎 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 二 保安林として指定された目的 水源の涵養 (一) 立木の伐採の方法
岩手県花巻市鉛字中平八一、湯口字細野一四 二、字佐野八〇、鍋倉字沢内一二六の一、字上 堰田六四の一、六五の一	岩手県花巻市鉛字中平八一、湯口字細野一四 二、字佐野八〇、鍋倉字沢内一二六の一、字上 堰田六四の一、六五の一
主伐に係る伐採をすることができる立木 立木の伐採の方法	主伐に係る伐採をすることができる立木 立木の伐採の方法
1 主伐に係る伐採種は、定めない。 立木として伐採をすることができる市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。	1 主伐に係る伐採種は、定めない。 立木として伐採をすることができる市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
当 該 立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。	当 該 立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
○農林水産省告示第千七十八号 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第 三十三条の二の規定により、次のように保安林の 指定施業要件を変更する。 令和七年七月八日	○農林水産省告示第千七十八号 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第 三十三条の二の規定により、次のように保安林の 指定施業要件を変更する。 令和七年七月八日
農林水産大臣 小泉進次郎 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 二 保安林として指定された目的 水源の涵養 (一) 立木の伐採の方法	農林水産大臣 小泉進次郎 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 二 保安林として指定された目的 水源の涵養 (一) 立木の伐採の方法
長崎県長崎市上戸町四丁目 (次の図に示す部 分に限る)	長崎県長崎市上戸町四丁目 (次の図に示す部 分に限る)
○農林水産省告示第千七十九号 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第 三十三条の二の規定により、次のように保安林の 指定施業要件を変更する。 令和七年七月八日	○農林水産省告示第千七十九号 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第 三十三条の二の規定により、次のように保安林の 指定施業要件を変更する。 令和七年七月八日
農林水産大臣 小泉進次郎 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 二 保安林として指定された目的 水砂の流出の 防備 (一) 立木の伐採の方法	農林水産大臣 小泉進次郎 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 二 保安林として指定された目的 水砂の流出の 防備 (一) 立木の伐採の方法
京都府相楽郡南山城村 (次の図に示す部分に 限る)	京都府相楽郡南山城村 (次の図に示す部分に 限る)
主伐に係る伐採種は、定めない。 立木の伐採の方法	主伐に係る伐採種は、定めない。 立木の伐採の方法
当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。	当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
○農林水産省告示第千八十号 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第 三十三条の二の規定により、次のように保安林の 指定施業要件を変更する。 令和七年七月八日	○農林水産省告示第千八十号 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第 三十三条の二の規定により、次のように保安林の 指定施業要件を変更する。 令和七年七月八日
農林水産大臣 小泉進次郎 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の 防備 (一) 立木の伐採の方法	農林水産大臣 小泉進次郎 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の 防備 (一) 立木の伐採の方法
京都府相楽郡南山城村 (次の図に示す部分に 限る)	京都府相楽郡南山城村 (次の図に示す部分に 限る)
主伐に係る伐採種は、定めない。 立木の伐採の方法	主伐に係る伐採種は、定めない。 立木の伐採の方法
当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。	当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
○農林水産省告示第千八十一号 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第 三十三条の二の規定により、次のように保安林の 指定施業要件を変更する。 令和七年七月八日	○農林水産省告示第千八十一号 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第 三十三条の二の規定により、次のように保安林の 指定施業要件を変更する。 令和七年七月八日
農林水産大臣 小泉進次郎 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の 防備 (一) 立木の伐採の方法	農林水産大臣 小泉進次郎 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の 防備 (一) 立木の伐採の方法
京都府相楽郡南山城村 (次の図に示す部分に 限る)	京都府相楽郡南山城村 (次の図に示す部分に 限る)
主伐に係る伐採種は、定めない。 立木の伐採の方法	主伐に係る伐採種は、定めない。 立木の伐採の方法
当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。	当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
○農林水産省告示第千八十二号 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第 三十三条の二の規定により、次のように保安林の 指定施業要件を変更する。 令和七年七月八日	○農林水産省告示第千八十二号 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第 三十三条の二の規定により、次のように保安林の 指定施業要件を変更する。 令和七年七月八日
農林水産大臣 小泉進次郎 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の 防備 (一) 立木の伐採の方法	農林水産大臣 小泉進次郎 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の 防備 (一) 立木の伐採の方法
京都府相楽郡南山城村 (次の図に示す部分に 限る)	京都府相楽郡南山城村 (次の図に示す部分に 限る)
主伐に係る伐採種は、定めない。 立木の伐採の方法	主伐に係る伐採種は、定めない。 立木の伐採の方法
当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。	当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

○農林水産省告示第千八百四十九号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年七月八日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
京都府相楽郡南山城村（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、抾伐による。
2 次の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(五) 間伐に係る森林は、省略し、その図面及び関係書類を京都府庁及び南山城村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百四十九号 第森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年七月八日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
京都府南丹市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的 水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(五) 間伐に係る森林は、省略し、その図面及び関係書類を京都府庁及び南山城村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百四十九号 第森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年七月八日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
和歌山県田辺市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、抾伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(五) 間伐に係る森林は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び田辺市役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百四十九号 第森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年七月八日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県駒ヶ根市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的 水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(五) 間伐に係る森林は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び駒ヶ根市役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百四十九号 第森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年七月八日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県木曾郡木祖村（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(五) 間伐に係る森林は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び木祖村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百四十九号 第森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年七月八日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県木曾郡南木曽町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

2 その他の森林については、主伐は、抾伐による。

○農林水産省告示第千八百四十九号 第森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年七月八日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県長野市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(五) 間伐に係る森林は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び木祖村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百四十九号 第森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県飯山市(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的 水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木
は、当該立木の所在する市町村に係る市町
森林整備計画で定める標準伐期齡以上の
ものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
及び樹種、次のとおりとする。
(次の図)及び「次のとおり」は、省略し、そ
の図面及び関係書類を長野県庁及び飯山市役所に
備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千八十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第
三十三条の二の規定により、次のように保安林の
指定施業要件を変更する。
令和七年七月八日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県下水内郡栄村(次の図に示す部分に限
る。)

二 保安林として指定された目的 水源の涵養

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木
は、当該立木の所在する市町村に係る市町
森林整備計画で定める標準伐期齡以上の
ものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
及び樹種、次のとおりとする。
(次の図)及び「次のとおり」は、省略し、そ
の図面及び関係書類を長野県庁及び栄村役場に備
え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千九十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第
三十三条の二の規定により、次のように保安林の
指定施業要件を変更する。
令和七年七月八日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県下伊那郡松川町(次の図に示す部分に
限る。)

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の
防備

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、折伐によ
る。

2 その他の森林については、主伐に係る伐
採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木
は、当該立木の所在する市町村に係る市町
森林整備計画で定める標準伐期齡以上の
ものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
及び樹種、次のとおりとする。
(次の図)及び「次のとおり」は、省略し、そ
の図面及び関係書類を長野県庁及び松川町役場に備
え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千九十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第
三十三条の二の規定により、次のように保安林の
指定施業要件を変更する。

令和七年七月八日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県上水内郡飯綱町(次の図に示す部分に
限る。)

二 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の
防備

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、折伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木
は、当該立木の所在する市町村に係る市町
森林整備計画で定める標準伐期齡以上の
ものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(次の図)及び「次のとおり」は、省略し、そ
の図面及び関係書類を長野県庁及び飯綱町役場に
備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千九十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第
三十三条の二の規定により、次のように保安林の
指定施業要件を変更する。
令和七年七月八日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
岐阜県岐阜市敷田南二丁目1番1(次の図に示す部分に
限る。)

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の
防備

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、折伐によ
る。

2 その他の森林については、主伐に係る伐
採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木
は、当該立木の所在する市町村に係る市町
森林整備計画で定める標準伐期齡以上の
ものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
及び樹種、次のとおりとする。
(次の図)及び「次のとおり」は、省略し、そ
の図面及び関係書類を長野県庁及び松川町役場に備
え置いて縦覧に供する。)

令和七年七月八日

○農林水産省告示第千九十九号	出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び年月日
○農林水産省告示第千九十九号	Actinotus helianthi Labill.	グリーンエンジエール	岐阜県岐阜市敷田南二丁目1番1	第37857号 令和7年1月28日
○農林水産省告示第千九十九号	Argyranthemum frutescens (L.) Sch. Bip.	Bonnard 9174	岐阜県岐阜市敷田南二丁目1番1	第37983号 令和7年4月16日
○農林水産省告示第千九十九号	Chrysanthemum L.	イノチオ精興園株式会社	岐阜県岐阜市曾根町1—604	第37972号 令和7年4月8日
○農林水産省告示第千九十九号	Bonnia Botanicals Pty Limited 244 Singles Ridge Road, Yellow Rock, NSW 2777, Australia	広島県府中市鷺飼町531番地8	岐阜県岐阜市敷田南二丁目1番1	第37973号 令和7年4月8日
○農林水産省告示第千九十九号	"	セイモリン	"	第37974号 令和7年4月8日
○農林水産省告示第千九十九号	"	セイハサウエイ	"	第37975号 令和7年4月8日
○農林水産省告示第千九十九号	"	セイセシリ	"	第37976号 令和7年4月8日
○農林水産省告示第千九十九号	"	セイナーズ	"	第37977号 令和7年4月8日
○農林水産省告示第千九十九号	"	セイドリュー	"	第37978号 令和7年4月8日
○農林水産省告示第千九十九号	"	セイリオラ	"	第37979号 令和7年4月8日
○農林水産省告示第千九十九号	Duchesnea corymbosa Lier, The Netherlands	Dummen Group B.V. Oudecampsweg 35C, 2678NN De Lier, The Netherlands	第37981号 令和7年4月12日	

Echinacea Moench	Balscmelux	Ball Horticultural Company 622 Town Road West Chicago, Illinois 60185, USA	第37953号 令和7年3月27日
"	Balscawbux	"	第37954号 令和7年3月27日
Glycyrrhiza glabra L. x Glycyrrhiza uralensis Fisch. ex DC.	あまつき-C18号	学校法人大阪医科大学 大阪府高槻市大学町2番7号	第37890号 令和7年2月21日
Glycyrrhiza uralensis Fisch. ex DC.	あまつき-88号	"	第37891号 令和7年2月21日
Ipomoea batatas (L.) Lam.	さくらほのか	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目1番地1	第37939号 令和7年3月19日
Oryza sativa L.	やまだ にしき FW2号	公立大学法人福井県立大学 福井県吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1 公益財団法人若狭湾エネルギー研究センター 福井県敦賀市長谷64号52番地1	第37950号 令和7年3月25日
"	ICS9号	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目1番地1 住友化学株式会社 東京都中央区日本橋二丁目7番1号	第37965号 令和7年4月3日
Sedum dasypyllo L.	マーブルレモン	田中健 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字新栄212番地	第37806号 令和7年1月7日

II 品種登録出願の番号及び年月日、出願者の氏名又は名称及び住所又は居所、出願品種の属する農林水産植物の種類、出願品種の名称、指定国並びに輸出する行為を制限する旨

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び年月日	指定国	輸出する行為を制限する旨
Actinotus helianthi Labill.	グリーンエンジェル	岐阜県 岐阜県岐阜市薮田南二丁目1番1号 浅野寿晴 岐阜県岐阜市日置江323番地	第37857号 令和7年1月28日	なし	登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国以外の国で

			林暁朗 岐阜県大垣市曾根町1-604	あつて指定国以外の国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもつて収穫物を輸出する行為を制限する。
			Argyranthemum frutescens (L.) Sch. Bip.	Bonza Botanicals Pty Limited 244 Singles Ridge Road, Yellow Rock, NSW 2777, Australia
			Ipomoea batatas (L.) Lam.	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目1番地1
			Oryza sativa L.	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目1番地1 住友化学株式会社 東京都中央区日本橋二丁目7番1号

III 品種登録出願の番号及び年月日、出願者の氏名又は名称及び住所又は居所、出願品種の属する農林水産植物の種類、出願品種の名称、指定地域並びに生産する行為を制限する旨

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び年月日	指定地域	生産する行為を制限する旨
Actinotus helianthi Labill.	グリーンエンジェル	岐阜県 岐阜県岐阜市薮田南二丁目1番1号 浅野寿晴 岐阜県岐阜市日置江323番地 林暁朗 岐阜県大垣市曾根町1-604	第37857号 令和7年1月28日	岐阜県	指定地域以外の地域において種苗を用いることにより得られる収穫物を生産する行為を制限する。

○農林水産省告示第十九十九号
農業取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第三条第九項の規定により、令和七年六月十一日付けをもつて次の農業を登録し、同法第十三条の規定により公告する。
令和七年七月八日

農林水産大臣 小泉進次郎
農業取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第三条第九項の規定により、令和七年六月十一日付けをもつて次の農業を登録し、同法第十三条の規定により公告する。

農業の種類 農業の名称 製造者又は輸入者の氏名及び住所
24969 テフリルトリオングル水和剤 ファンタグラスフロア ブル 東京都千代田区内神田一丁目3番1号
田義文 全国農業協同組合連合会 代表理事 桑

24970 テフリルトリオングル水和剤 ZMCPファンタグラスフロアブル 東京都千代田区内神田一丁目2番10号
ZMクロップロテクション株式会社 代表取締役社長 住田明子

農林水産大臣 小泉進次郎
農業の種類 農業の名称 製造者又は輸入者の氏名及び住所
24971 フルアジナム水和剤 カゲムシャ50SC 東京都千代田区富士見二丁目10番2号
石原ハイオサイエンス株式会社 取締役 社長 松浦淳一

農林水産大臣 小泉進次郎
農業の種類 農業の名称 製造者又は輸入者の氏名及び住所
24972 フルアジナム水和剤 カゲムシャ50SC 東京都千代田区富士見二丁目10番2号
石原ハイオサイエンス株式会社 取締役 社長 松浦淳一

○農業取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第三条第九項の規定により、令和七年六月十九日付けをもつて次の農業を登録し、同法第十三条の規定により公告する。
令和七年七月八日

農業取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第三条第九項の規定により、令和七年六月十九日付けをもつて次の農業を登録し、同法第十三条の規定により公告する。

農業取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第三条第九項の規定により、令和七年六月十九日付けをもつて次の農業を登録し、同法第十三条の規定により公告する。

○農業取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第三条第九項の規定により、令和七年六月十九日付けをもつて次の農業を登録し、同法第十三条の規定により公告する。

近畿地方整備局長 齋藤 博之

三 道路の区域		間	変更前	敷地の幅員	延長
大和郡山市美濃庄町一九三番一から同市美濃庄町一	前後	四三・五九・四六・八三	メートル	メートル	キロメートル
(四) 国面縦覧場所	近畿地方整備局及び同局奈良国道事務所	五六・九二・五六	○・○三九	○・○三九	
○近畿地方整備局告示第七十九号	次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八〇号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。	○・○三九			
その関係図は、令和七年七月八日から一週間一般の縦覧に供する。	近畿地方整備局長 齋藤 博之				
令和七年七月八日	令和七年七月八日				
(一) 道路の種類 一般国道					
(二) 路線名 二十七号					
区	区	間	変更前	敷地の幅員	延長
中九五番一まで	京都府船井郡京丹波町中山中一一番一から同町中山	前後	一八・八六・二七・五四	メートル	キロメートル
(四) 国面縦覧場所	近畿地方整備局及び同局福知山河川国道事務所	一五・九七・二九・七二	○・○三五	○・○三五	
衆議院議員大石あきい提出十一万床の病床削減	衆議院議員大石あきい提出十一万床の病床削減	前後	一〇・三一	メートル	キロメートル
という政党間合意を踏まえた政府の対応に関する質問に対する答弁書	この問題に対する答弁書	前後	一〇・三一	メートル	キロメートル
衆議院議員杉村慎治提出いわゆる能動的サイ	衆議院議員杉村慎治提出いわゆる能動的サイ	前後	一〇・三一	メートル	キロメートル
バーフィールドの域外適用等に関する質問に対する答弁書	バーフィールドの域外適用等に関する質問に対する答弁書	前後	一〇・三一	メートル	キロメートル
答弁書受領	答弁書受領	前後	一〇・三一	メートル	キロメートル
六月二十七日内閣から次の答弁書を受領した。	六月二十七日内閣から次の答弁書を受領した。	前後	一〇・三一	メートル	キロメートル
衆議院議員杉村慎治提出円借款の国内経済波及効果及び財源構造に関する質問に対する答弁書	衆議院議員杉村慎治提出円借款の国内経済波及効果及び財源構造に関する質問に対する答弁書	前後	一〇・三一	メートル	キロメートル
衆議院議員田村貴昭提出陸上自衛隊オスプレイ書	衆議院議員田村貴昭提出陸上自衛隊オスプレイ書	前後	一〇・三一	メートル	キロメートル
衆議院議員井坂信彦提出祝日キャンセル問題に	衆議院議員井坂信彦提出祝日キャンセル問題に	前後	一〇・三一	メートル	キロメートル
関する質問に対する答弁書	関する質問に対する答弁書	前後	一〇・三一	メートル	キロメートル
衆議院議員井坂信彦提出キヤリニアップ助成金制度の変更に関する質問に対する答弁書	衆議院議員井坂信彦提出キヤリニアップ助成金制度の変更に関する質問に対する答弁書	前後	一〇・三一	メートル	キロメートル
衆議院議員山川仁提出本土復帰以降の政府の沖縄への向き合い方に関する質問に対する答弁書	衆議院議員山川仁提出本土復帰以降の政府の沖縄への向き合い方に関する質問に対する答弁書	前後	一〇・三一	メートル	キロメートル
衆議院議員井坂信彦提出沖縄における過重な米軍基地負担に関する質問に対する答弁書	衆議院議員井坂信彦提出沖縄における過重な米軍基地負担に関する質問に対する答弁書	前後	一〇・三一	メートル	キロメートル
衆議院議員井坂信彦提出有機フッ素化合物(PFA)汚染源特定のための米軍基地内立入り申請に関する質問に対する答弁書	衆議院議員井坂信彦提出有機フッ素化合物(PFA)汚染源特定のための米軍基地内立入り申請に関する質問に対する答弁書	前後	一〇・三一	メートル	キロメートル
衆議院議員阿部祐美子提出硫黄島戦没者遺族及び旧島民等の墓参に関する質問に対する答弁書	衆議院議員阿部祐美子提出硫黄島戦没者遺族及び旧島民等の墓参に関する質問に対する答弁書	前後	一〇・三一	メートル	キロメートル
衆議院議員篠田奈保子提出離婚後共同親権の導入に関する諸課題に関する質問に対する答弁書	衆議院議員篠田奈保子提出離婚後共同親権の導入に関する諸課題に関する質問に対する答弁書	前後	一〇・三一	メートル	キロメートル
衆議院議員田村貴昭提出政府備蓄米に関する質問に対する答弁書	衆議院議員田村貴昭提出政府備蓄米に関する質問に対する答弁書	前後	一〇・三一	メートル	キロメートル

衆議院議員鈴木庸介提出日本・ラテンアメリカ外交に関する質問に対する答弁書
衆議院議員吉田はるみ提出労働者の過半数代表差額ベッド代に関する質問に対する答弁書
衆議院議員吉田はるみ提出健康保険証廃止決定に至る行政プロセスに関する質問に対する答弁書
衆議院議員吉田はるみ提出労働者の過半数代表者に関する質問に対する答弁書
衆議院議員吉田はるみ提出東京外かく環状道路の費用便益比に関する質問に対する答弁書
衆議院議員吉田はるみ提出ふるさと納税に関する質問に対する答弁書
衆議院議員吉田はるみ提出国際連合自由権規約委員会による日本への総括所見に対する政府の取組に関する質問に対する答弁書
衆議院議員吉田和則提出介護職員待遇改善の必要性の認識と今後の取組等に関する質問に対する答弁書
衆議院議員山井和則提出家計の年間の食費に係る消費税負担額の認識等に関する質問に対する答弁書
衆議院議員中谷一馬提出保育所等における医療的ケア児の支援のための看護師配置等に関する質問に対する答弁書
衆議院議員井坂信彦提出持続可能な病院経営に関する質問に対する答弁書
衆議院議員井坂信彦提出シルバー人材センターのインボイス対応に関する質問に対する答弁書
衆議院議員井坂信彦提出海上保安庁の離職者増加に関する質問に対する答弁書

衆議院議員吉川里奈提出外免切替制度をめぐる
安全対策と加害者責任の追及に関する質問に対する
する答弁書

衆議院議員井坂信彦提出漢方・生薬の薬価の見
直しに関する質問に対する答弁書

衆議院議員吉川里奈提出宇久島における風力発
電計画と環境影響評価制度に関する質問に対す
る答弁書

衆議院議員八幡愛提出首相官邸の人事構成にお
ける民間人材の比率と役割に関する質問に対す
る答弁書

衆議院議員八幡愛提出生成AIで作成される商
標の取扱い等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山崎誠提出バイオマス発電における
輸入木質燃料の持続可能性確認に関する質問に
対する答弁書

衆議院議員佐々木ナオミ提出高等学校段階にお
けるインクルーシブ教育等に関する質問に対す
る答弁書

衆議院議員松原仁提出トルコ国籍者への査証免
除措置に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員松原仁提出攻撃用無人機への対処に
関する質問に対する答弁書

衆議院議員松原仁提出経営・管理の在留資格に
に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員緒方林太郎提出保険適用薬のあり方
に関する質問に対する答弁書

衆議院議員杉村慎治提出外国人による自国外送
金アプリの利用と日本国内における不可視経済
圏の形成に関する質問に対する答弁書

衆議院議員杉村慎治提出いわゆるステルス債上
げの実態把握及び制度的対応に関する質問に対
する答弁書

衆議院議員竹上裕子提出ハーバード大学の外国
人留学生を我が国の大學生等へ受け入れることに
係る質問に関する質問に対する答弁書

衆議院議員竹上裕子提出在留資格「経営・管理」の悪用防止に関する質問に対する答弁書

衆議院議員竹上裕子提出民泊制度の見直しに関する質問に対する答弁書

衆議院議員奥野總一郎提出障害年金不支給判定急増の報道に関する質問に対する答弁書

衆議院議員知子提出「公園まちづくり計画」に基づく、新秩父宮ラグビー場整備・運営事業における権利返還に関する質問に対する答弁書

衆議院議員城井崇提出羽田空港ビル利益供与問題に関する質問に対する答弁書

衆議院議員阿久津幸彦提出マンション大規模修繕工事に関する質問に対する答弁書

衆議院議員櫻井周提出税収の上振れに関する質問に対する答弁書

衆議院議員櫻井周提出公営競技の適正利用に関する質問に対する答弁書

衆議院議員酒井なつみ提出有料老人ホームやいわゆるホスピス住宅における訪問看護制度を利用した不正請求への対応に関する質問に対する答弁書

衆議院議員緑川貴士提出風力発電施設のブレード落下事故への対応に関する質問に対する答弁書

衆議院議員川貴士提出国民皆歯科健診の導入等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員梅村聰提出コメ作況指數の公表廢止に関する質問に対する答弁書

衆議院議員梅村聰提出我が国におけるエイズ流行終結に向けた取組に関する質問に対する答弁書

報告書受領
六月二十七日会計検査院長原田祐平から次の報告書を受領した。

会計検査院法第三十条の二の規定に基づく報告書「国内開発された固定翼哨戒機（P-1）の運用等の状況について」

人事異動

人事異動		カジノ管理委員会	
(財務省大臣官房付)	財務事務官	(カジノ管理委員会事務局総務企画部長)	内閣府事務官 (カジノ管理委員会事務局総務企画部長) に昇任させる
内閣府事務官	原田 義久	内閣府事務官	(カジノ管理委員会事務局次長)
内閣府企画部長事務取扱を免する		内閣府企画部企画部總務課長 同	企画部總務課長 同
(カジノ管理委員会事務局總務企画部總務課長) 同	形岡 拓文	財務省に向けさせる	財務省企画部公文書監理官の併任を解除する
人事管理官を免ずる		人事管理官を命ぜる (以上七月八日)	人事管理官を命ぜる (以上七月八日)
(国税庁調査监察部监察課長)		大野 由希	
財務事務官		内閣府事務官 (カジノ管理委員会事務局総務企画部總務課長) に転任させる	
内閣府事務官 (カジノ管理委員会事務局総務企画部總務課長) に転任させる		大野 由希	
内閣府事務官 (カジノ管理委員会事務局総務企画部總務課長) に転任させる		中村 莉綾	
内閣府事務官 (カジノ管理委員会事務局総務企画部總務課長) に転任させる		高橋 厚男	
内閣府事務官 (カジノ管理委員会事務局総務企画部總務課長) に転任させる		谷口 孝男	
内閣府事務官 (カジノ管理委員会事務局総務企画部總務課長) に転任させる		小林 昭八	
内閣府事務官 (カジノ管理委員会事務局総務企画部總務課長) に転任させる		小野 耕次郎	
内閣府事務官 (カジノ管理委員会事務局総務企画部總務課長) に転任させる		佐藤 長平	
内閣府事務官 (カジノ管理委員会事務局総務企画部總務課長) に転任させる		松永 雅夫	
内閣府事務官 (カジノ管理委員会事務局総務企画部總務課長) に転任させる		正六位に叙する (各通)	
内閣府事務官 (カジノ管理委員会事務局総務企画部總務課長) に転任させる		正五位に叙する	
内閣府事務官 (カジノ管理委員会事務局総務企画部總務課長) に転任させる		正四位に叙する	
内閣府事務官 (カジノ管理委員会事務局総務企画部總務課長) に転任させる		正三位に叙する	
内閣府事務官 (カジノ管理委員会事務局総務企画部總務課長) に転任させる		正二位に叙する	
内閣府事務官 (カジノ管理委員会事務局総務企画部總務課長) に転任させる		正一位に叙する	
内閣府事務官 (カジノ管理委員会事務局総務企画部總務課長) に転任させる		正六位に叙する (各通)	

伊藤 政廣	金森 一美	清田 勝利	川股 博	佐藤 静雄
柴崎 吉男	中井 勝	山口 幸則	橋本 佳二	好助 正行
宮井 俊廣	宮田 憲治	山口 幸則	橋本 佳二	旭日單光章を授ける(六月四日)
山田 善仁	堤 和重	余田 豊博	伊藤 政廣	(神戸大学名誉教授)
従六位に叙する(各通)	中村 辰夫	中谷 照藏	赤坂 仁一	瑞宝中綬章を授ける
正七位に叙する(各通)	土谷 信二	中谷 照藏	今田 宏務	瑞宝小綬章を授ける
枝久保常行(宇都宮大学名誉教授)	中谷 照藏	小柳 太	佐伯 源吾	伊藤 耕次郎
(広島大学名誉教授)	田原 博人	三塚 富男	裕介 中井 勝	小野 耕次郎
正四位に叙する(各通)	丸尾 譲	橋本 長男	山田 善仁	山口 幸三
正三位に叙する	石渡 利	田中 浩	余田 賢三	金森 一美
従五位に叙する(各通)	綱男 初	山本 侃	山口 幸三	山口 幸三
石倉 泉	田畑 文雄	田中 浩	山口 幸三	山口 幸三
従六位に叙する(各通)	藤東 正典	田中 浩	山口 幸三	山口 幸三
上村豊三郎	谷岡 昭雄	田中 浩	山口 幸三	山口 幸三
原口 博	藤多 玲象	田中 浩	山口 幸三	山口 幸三
従六位に叙する(各通)	加納藤吉郎	角園 一男	田中 浩	山口 幸三
正七位に叙する(各通)	重命 功一	前原 弘道	田中 浩	山口 幸三
従七位に叙する(各通)(以上五月三十日)	西村 豊三郎	奈和手克僖	田中 浩	山口 幸三
従五位に叙する(各通)	眞貝 吉治	永松 文明	田中 浩	山口 幸三
正六位に叙する(各通)	池田 利貞	永松 文明	田中 浩	山口 幸三
従五位に叙する(各通)	西脇 英雅	永松 文明	田中 浩	山口 幸三
従五位に叙する(各通)	村山 忠幸	永松 文明	田中 浩	山口 幸三
正六位に叙する(各通)	志村 剛裕	永松 文明	田中 浩	山口 幸三
従六位に叙する(各通)	矢島 七郎	永松 文明	田中 浩	山口 幸三
従六位に叙する(各通)	小池 武郎	佐々木信男	田中 浩	山口 幸三
正七位に叙する(各通)	坂本 孝	古谷 昇	田中 浩	山口 幸三
従七位に叙する(各通)(以上五月三十一日)	久我 清	岩渕 秀樹	田中 浩	山口 幸三
正四位に叙する	旭日單光章を授ける(各通)	旭日單光章を授ける(各通)	田中 浩	山口 幸三
従四位に叙する	旭日單光章を授ける(各通)	旭日單光章を授ける(各通)	田中 浩	山口 幸三
従五位に叙する	旭日單光章を授ける(各通)	旭日單光章を授ける(各通)	田中 浩	山口 幸三

御祝電

天皇陛下は、カーボベルトの独立記念日につき、

皇室事項

電力機関

旭日單光章を授ける(六月四日)

足立 正樹

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第36条第1項の規定に基づき、総務省防災業務計画を修正したので、同条第2項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

令和7年7月8日 総務大臣 村上誠一郎
総務省防災業務計画の修正要旨
1 修正の目的 管区行政評議会及び沖縄行政評議会事務所が災害対策基本法第2条第4号に規定する指定地方行政機関に指定されたこと並びに総務省の防災・危機管理体制強化に伴う所要の改正を行うため。二 修正年月日 令和7年7月1日
三 修正の要旨 指定地方行政機関と関係機関との協力体制の確立に関する記載及び緊急参集チーム要員の修正等。

國營横手西部土地改良事業(農業用排水)計画の変更の公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定に基づき、國營横手西部土地改良事業(農業用排水)計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、当該事業の変更計画書の写しを次のとおり縦書きに供する。

なお、当該計画の変更については、縦書き期間満了日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に審査請求をことができる。
また、当該計画の変更については、上記の審査請求のほか、当該計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となる)、当該計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。
令和7年7月8日

農林水産大臣 小泉進次郎

1 縦書きに供すべき書類の名称

國營横手西部土地改良事業変更計画書(農業用排水)の写し

2 縦書き期間

令和7年7月8日から令和7年7月29日まで

3 縦書き場所 農林水産省東北農政局のウェブサイト

中部地方整備局公示

道路法(昭和17年法律第百八十号)第三十一条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定するにいたして、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和7年7月8日から1週間一般の縦覧に供する。

中部地方整備局長 森本 輝

(三)(一) 令和7年7月8日
中部道路の種類 一般国道
占用を制限する区域名 112号

	域	備考
(四) 鎌市北玉垣町地内		
制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く)	
	ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができない認められる場合は、この限りでない。	
(五) 占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限するに伴い、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。	
(六) 占用の制限の開始の期日	令和7年7月8日	
(七) 図面縦覧場所	中部地方整備局及び同局112号国道事務所	

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

今般、宮崎労働局の関係事業主を代表する者馬場健の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法(昭和31年法律第126号)第5条及び労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令(昭和31年政令第248号)第2条第1項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名いたしたいので、資格がある事業主の団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

令和7年7月8日

厚生労働大臣 福岡 資麿
記

1 推薦資格 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第3条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係が成立している事業の事業主が加入している事業主の団体であって、宮崎労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2 推荐手続 推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書2部を添えて提出すること。

- 3 推薦締切日 令和7年7月17日
4 推薦書及び添付書類提出先 宮崎労働局労働基準部労災補償課

様式 令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

団体名及びその代表者名

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係者を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備考

- 注) 1 所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入すること。
2 略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。
(備考)

- 1 提出部数は正副2通とすること。
2 履歴書2通を添付すること。

公 告

諸 事 項

公認会計士懲戒処分公告

下記の者について、公認会計士法(昭和23年法律第103号)第31条第1項の規定に基づき、令和7年6月20日付で令和7年6月24日から令和7年7月23日までの1月の業務停止処分を行ったので、同法第34条第3項の規定に基づき公告する。

令和7年7月8日 金融庁長官 伊藤 豊
記

公認会計士 望月 省吾

公認会計士登録番号 第8010号

事務所所在地 静岡県静岡市駿河区中田1丁目8番12号

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和6年(家)第41081号

東京都中央区銀座6丁目17番1号

申立人 東京信用保証協会

本籍北海道函館市湯川町1丁目40番地11、最後の住所横浜市港南区芹が谷5丁目11番50号、死亡の場所東京都品川区、死亡年月日平成30年6月24日、出生の場所北海道網走郡女満別村、出生年月日昭和10年2月7日、職業会社経営者

被相続人 亡 伴 進

事務所横浜市中区太田町4-55横浜馬車道ビル8階

相続財産清算人 弁護士 三橋 潔

催告期間満了日 令和8年2月13日

横浜家庭裁判所

令和7年(家)第40390号

神奈川県横浜市戸塚区名瀬町682番地3

申立人 有山 宏

本籍神奈川県横浜市戸塚区名瀬町682番地3、最後の住所横浜市戸塚区名瀬町682番地3、死亡の場所神奈川県横浜市戸塚区、死亡年月日令和6年12月21日、出生の場所神奈川県横浜市保土ヶ谷区、出生年月日昭和45年5月5日、職業会社員

被相続人 亡 有山 健次

事務所横浜市鶴見区鶴見中央4-14-6ヴィラフォルテII401

相続財産清算人 弁護士 熊澤 美香

催告期間満了日 令和8年2月13日

横浜家庭裁判所

令和7年(家)第3133号

東京都中央区銀座6丁目17番1号

申立人 東京信用保証協会

本籍神奈川県中郡二宮町二宮15番地59、最後の住所神奈川県中郡大磯町西小磯287番地27クリオ大磯式番館108号、死亡の場所神奈川県平塚市、死亡年月日令和5年3月17日、出生の場所東京都東京豊島区、出生年月日昭和14年12月4日、職業無職

被相続人 亡 大橋 隆

事務所神奈川県小田原市栄町1丁目14番48号ジャンボーナックビル710 田中・宇佐美・石井法律事務所

相続財産清算人 弁護士 宇佐美満規子

催告期間満了日 令和8年1月27日

横浜家庭裁判所小田原支部

令和7年(家)第1563号

富山市婦中町響の杜269番地53

申立人 片岡 健也

本籍北海道札幌市北区北十条西4丁目5番地、最後の住所富山市古沢575番地 ウエルネスハイツ33・301号、死亡の場所富山市富山市、死亡年月日令和7年1月4日、出生の場所北海道札幌市、出生年月日昭和31年2月16日、職業無職

被相続人 亡 大滝 伸一

富山市西大泉17番20号 浜忠第二ビル3B

池田裕彦法律事務所

相続財産清算人 弁護士 池田 裕彦

催告期間満了日 令和8年1月16日

富山家庭裁判所

令和7年（家）第2067号
愛知県一宮市浅井町尾閑字向屋敷34番地
申立人 小沢 郁代
本籍愛知県一宮市浅井町尾閑字向屋敷34番地、最後の住所愛知県一宮市浅井町尾閑字向屋敷34番地、死亡の場所愛知県一宮市、死亡年月日令和7年3月2日、出生の場所愛知県葉栗郡草井村、出生年月日昭和14年1月1日、職業無職
被相続人 亡 小沢 典子
愛知県一宮市三条字古川1833番地1 今井事務所
相続財産清算人 今井 拓也
催告期間満了日 令和8年1月16日
名古屋家庭裁判所一宮支部

令和7年（家）第792号
京都市中京区御幸町通三条上る 御幸町パークハイム604号
申立人 羽賀 早苗
大阪市東淀川区小松3丁目4-1 コスモザパークスイースト1-403
申立人 山口 真史
申立人ら手続代理人弁護士 佐賀千恵美
本籍京都市上京区荒神口通河原町西入上生洲町211番地、最後の住所京都市下京区醒ヶ井通四条下ル高野堂町390 シュトルヒ3階302号、死亡の場所京都市上京区、死亡年月日令和6年12月13日、出生の場所京都市中京区、出生年月日昭和32年8月20日、職業不明
被相続人 亡 奥村 純代
事務所京都市中京区夷川通富小路西入俵屋町300 ムロビル2階 夷川通り法律事務所
相続財産清算人 弁護士 藤田 正樹
催告期間満了日 令和8年1月23日
京都家庭裁判所

令和7年（家）第80323号
大阪市福島区大開4丁目3番
申立人 大開厚生年金住宅管理組合
本籍大阪府大阪市福島区大開4丁目3番、最後の住所大阪市福島区大開4丁目3番2-502号、死亡の場所大阪府大阪市福島区、死亡年月日令和4年7月以下不詳、出生の場所大阪府大阪市此花区、出生年月日昭和34年3月9日、職業不明
被相続人 亡 福永 周治

大阪市北区西天満2丁目9番14号 北ビル3号館502号
相続財産清算人 弁護士 富田 浩也
催告期間満了日 令和8年2月18日
大阪家庭裁判所

令和7年（家）第80619号
和歌山県海南市小野1564番地36
申立人 倉地美津岐
本籍和歌山県和歌山市中之島701番地、最後の住所大阪市住之江区南港中2丁目3番12-707号、死亡の場所大阪府大阪市住之江区、死亡年月日令和7年1月11日、出生の場所和歌山県和歌山市、出生年月日昭和23年11月20日、職業無職
被相続人 亡 越部 正博
大阪市北区西天満5-9-3 アールビル本館4階
相続財産清算人 弁護士 塩路 涼
催告期間満了日 令和8年2月18日
大阪家庭裁判所

令和7年（家）第80643号
大阪府吹田市藤白台1丁目2-12-302
申立人 水野 廣美
本籍大阪府吹田市江坂町3丁目4番、最後の住所大阪府吹田市江坂町3丁目4番14号、死亡の場所大阪府大阪市淀川区、死亡年月日令和6年1月6日、出生の場所兵庫県伊丹市、出生年月日昭和36年4月11日、職業無職
被相続人 亡 水野 浩司
大阪市中央区道修町3-1-6 K. シオノビル2階
相続財産清算人 弁護士 末永 貴寛
催告期間満了日 令和8年2月18日
大阪家庭裁判所

令和7年（家）第40224号
神戸市灘区深田町1丁目3番11号
申立人 富士田利栄
本籍兵庫県三田市尼寺126番地7、最後の住所兵庫県三田市東本庄1188番地、死亡の場所兵庫県三田市、死亡年月日令和7年2月4日、出生の場所大阪市阿倍野区、出生年月日昭和4年11月5日、職業無職
被相続人 亡 久川 玲子
神戸市中央区多聞通3丁目2番9号 甲南スクエアビル710号 くすのき法律事務所
相続財産清算人 弁護士 平野 晃子
催告期間満了日 令和8年1月23日
神戸家庭裁判所

令和7年（家）第70046号
兵庫県西宮市高座町14番45-202号
申立人 篠原 肇
本籍兵庫県加古川市別府町別府621番地3、最後の住所兵庫県加古川市別府町別府621番地の5母里アパート、死亡の場所兵庫県三田市、死亡年月日令和7年2月6日、出生の場所兵庫県姫路市、出生年月日昭和48年10月9日、職業無職
被相続人 亡 走尾 勝也
事務所兵庫県姫路市北条1丁目285-10中はりま法律事務所
相続財産清算人 弁護士 山田 直樹
催告期間満了日 令和8年1月27日
神戸家庭裁判所姫路支部

令和7年（家）第7014号
福岡市早良区百道浜2丁目2番22号
申立人 九州債権回収株式会社
代表者代表取締役 鳴山 一仁
本籍福岡県飯塚市立岩1264番地1、最後の住所福岡県飯塚市立岩1264番地、死亡の場所福岡県飯塚市、死亡年月日令和6年9月28日、出生の場所福岡県飯塚市、出生年月日昭和42年5月9日、職業会社役員
被相続人 亡 下川 利一
事務所福岡県飯塚市吉原町6番1号 あいタウン4階
相続財産清算人 弁護士 横手 陽平
催告期間満了日 令和8年1月31日
福岡家庭裁判所飯塚支部

令和7年（家）第20009号
埼玉県春日部市谷原2丁目5番地2
申立人 金野 範子
本籍栃木県真岡市台町4262番地1、最後の住所栃木県真岡市台町4262番地1、死亡の場所栃木県真岡市、死亡年月日令和7年1月15日、出生の場所栃木県真岡市、出生年月日昭和35年11月21日、職業無職
被相続人 亡 田上 修司
事務所栃木県真岡市荒町2丁目10番6 谷田部ビル2階A室 もおか法律事務所
相続財産清算人 弁護士 永来 知宙
催告期間満了日 令和8年1月30日
宇都宮家庭裁判所真岡支部

令和7年（家）第30026号
東京都中央区日本橋本石町4丁目2番16号
申立人 あけぼの債権回収株式会社
本籍千葉県千葉市花見川区花見川2番、最後の住所千葉県市原市大厩1800番地26、死亡の場所千葉県市原市、死亡年月日令和6年3月9日、出生の場所鹿児島県熊毛郡上屋久町、出生年月日昭和60年8月16日、職業不明
被相続人 亡 林 慎也
事務所千葉県千葉市中央区中央3丁目4番8号 コーノビル3階鈴木牧子法律事務所
相続財産清算人 弁護士 富田絵津子
催告期間満了日 令和8年2月18日
千葉家庭裁判所

令和7年（家）第30170号
千葉市中央区長洲2丁目7番8号
申立人 秋元 康男
本籍千葉県千葉市中央区長洲2丁目7番8号、死亡の場所千葉市中央区、死亡年月日令和7年1月2日、出生の場所千葉県千葉市、出生年月日昭和46年6月21日、職業自営業
被相続人 亡 秋元 浩
事務所千葉市中央区新町18番地12第8東ビル4階 ソレイユ法律事務所
相続財産清算人 弁護士 大月 功亮
催告期間満了日 令和8年2月18日
千葉家庭裁判所

令和7年（家）第30148号
千葉県松戸市松戸新田52番地1
申立人 野菊野第2ローヤルコーポ管理組合
本籍千葉県松戸市松戸新田52番地1、最後の住所千葉県松戸市松戸新田52番地の1野菊野第2ローヤルコーポ405号、死亡の場所千葉県松戸市、死亡年月日推定令和5年5月20日、出生の場所千葉県松戸市、出生年月日昭和20年9月15日、職業不明
被相続人 亡 美川 昌子
事務所千葉県柏市中央町2-1 柏センタービル4階 柏グリーン法律事務所
相続財産清算人 弁護士 神谷 敦宏
催告期間満了日 令和8年2月17日
千葉家庭裁判所松戸支部

令和7年（家）第7038号
 千葉市中央区富士見1丁目11番11号
 申立人 株式会社京葉銀行
 本籍千葉県銚子市小畑新町7798番地2、最後の住所千葉県銚子市小畑新町7798番地の2、死亡の場所千葉県銚子市、死亡年月日令和6年10月11日、出生の場所東京都北区、出生年月日昭和29年3月24日、職業会社役員
 被相続人 亡 室田 一男
 事務所千葉市中央区中央4丁目10番8号ヨーケンボイス千葉中央901 法律事務所ラソン
 相続財産清算人 弁護士 石川 知明
 催告期間満了日 令和8年2月17日
 千葉家庭裁判所八日市場支部

令和7年（家）第70181号
 東京都台東区上野7丁目6番10号MSKビル
 申立人 特定非営利活動法人早稻田成年後見サポートセンター
 本籍東京都新宿区新宿7丁目303番地、最後の住所東京都板橋区坂下1丁目40番2号誠志会病院内、死亡の場所東京都板橋区、死亡年月日令和6年9月13日、出生の場所新潟県柏崎市、出生年月日昭和24年3月6日、職業無職
 被相続人 亡 金子 隆介
 事務所東京都千代田区六番町15番2号鳳翔ビル3階A みづば総合法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 布目 隆一
 催告期間満了日 令和8年2月2日
 東京家庭裁判所

令和7年（家）第70901号
 東京都江東区東雲1丁目9番42-502号
 申立人 森 隆一
 本籍東京都江戸川区篠崎町7丁目9番、最後の住所東京都江戸川区篠崎町7丁目9番5号レジデンスクサナギⅡ-2、死亡の場所東京都新宿区、死亡年月日令和6年12月29日、出生の場所福島県安達郡岩代町、出生年月日昭和40年1月20日、職業会社員
 被相続人 亡 中村 誠
 事務所東京都千代田区有楽町2丁目10番1号 東京交通会館11階銀座第一法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 白土 麻子（戸籍上の氏梅野）
 催告期間満了日 令和8年2月2日
 東京家庭裁判所

令和7年（家）第90352号
 東京都羽村市緑ヶ丘5丁目2番地1
 申立人 羽村市

本籍東京都羽村市栄町1丁目1番地56、最後の住所東京都羽村市栄町1丁目1番地56、死亡の場所東京都羽村市、死亡年月日令和6年12月24日頃、出生の場所茨城県下妻市、出生年月日昭和37年8月17日、職業無職
 被相続人 亡 永瀬 穎
 事務所東京都立川市曙町2丁目34番13号オリエンピック第3ビル701 岡野法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 岡野 和弘
 催告期間満了日 令和8年2月2日
 東京家庭裁判所立川支部

令和7年（家）第40461号
 川崎市川崎区東田町6番地2ミヤダイビル7階
 申立人 小林 俊介
 本籍神奈川県横浜市保土ケ谷区瀬戸ケ谷町53番地14、最後の住所神奈川県横浜市保土ケ谷区神戸町105番地4菜の香、死亡の場所神奈川県横浜市保土ケ谷区、死亡年月日令和6年11月2日、出生の場所神奈川県横浜市南区、出生年月日昭和32年5月1日、職業無職
 被相続人 亡 前田由美子
 事務所川崎市川崎区東田町6番地2ミヤダイビル7階
 相続財産清算人 弁護士 小林 俊介
 催告期間満了日 令和8年2月13日
 横浜家庭裁判所

令和7年（家）第3125号
 東京都港区麻布十番3丁目7番12号
 申立人 株式会社小林石材工業
 本籍岐阜県羽島市正木町曲利644番地、最後の住所神奈川県秦野市南矢名1890番地の16、死亡の場所埼玉県さいたま市大宮区、死亡年月日令和5年1月23日、出生の場所岐阜県羽島市、出生年月日昭和31年5月3日、職業会社役員
 被相続人 亡 山北 正憲
 事務所神奈川県厚木市中町4丁目5番14号国際厚木ビル5階 みさき法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 香崎 弘文
 催告期間満了日 令和8年1月30日
 横浜家庭裁判所小田原支部

令和7年（家）第2060号
 新潟県三条市東三条2丁目18番18号
 申立人 金子 利明

本籍新潟県三条市田屋784番地、最後の住所新潟県三条市田屋784番地、死亡の場所新潟県長岡市、死亡年月日令和7年3月18日、出生の場所新潟県南蒲原郡下田村、出生年月日昭和30年10月27日、職業農業
 被相続人 亡 金子 光朗
 事務所新潟市中央区東中通一番町86番地51新潟東中通ビル3階 新潟中央法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 板垣 寛俊
 催告期間満了日 令和8年2月17日
 新潟家庭裁判所三条支部

令和7年（家）第6025号
 静岡県熱海市水口町13-15
 申立人 静岡県熱海財務事務所長 佐野 晴也
 本籍京都府京都市右京区鳴滝西嵯峨園町1番地、最後の住所静岡県熱海市伊豆山760番地の2-124、死亡の場所静岡県熱海市、死亡年月日令和6年11月1日、出生の場所京都府京都市上京区、出生年月日昭和9年2月3日、職業不詳
 被相続人 亡 横山 敏子
 静岡県静岡市葵区常磐町2丁目6番地の8トーカイビル4階 ときわ綜合法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 増田 英行
 催告期間満了日 令和8年2月13日
 静岡家庭裁判所熱海出張所

令和7年（家）第373号
 愛知県豊田市桜塚東町東郷11番地・12番地合併
 申立人 成河真紀子
 本籍愛知県豊田市桜塚東町東郷11番地、12番地合併、最後の住所愛知県豊田市桜塚東町東郷11番地・12番地合併、死亡の場所愛知県岡崎市、死亡年月日令和5年10月10日、出生の場所愛知県碧海郡上郷村、出生年月日昭和32年12月1日、職業無職
 被相続人 亡 成河 誠治
 愛知県豊田市西町6-56 コーポ松井ビル2階豊田法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 浅井悠一郎
 催告期間満了日 令和8年1月30日
 名古屋家庭裁判所岡崎支部

令和7年（家）第4010号
 京都府福知山市字内記13番地の1
 申立人 福知山市長 大橋 一夫
 本籍京都府福知山市字京9番地、最後の住所京都府福知山市字京9番地、死亡の場所京都府福知山市、死亡年月日平成29年3月22日、出生の場所京都府福知山市、出生年月日昭和24年3月11日、職業不明
 被相続人 亡 喜多村 武
 広島県福山市春日町1丁目1番33号
 相続財産清算人 司法書士 藤井 孝志
 催告期間満了日 令和8年1月30日
 広島家庭裁判所福山支部

事務所京都府福知山市南栄町41-10
 相続財産清算人 弁護士 宮本 高平
 催告期間満了日 令和8年1月23日
 京都家庭裁判所福知山支部

令和7年（家）第80610号
 大阪府大阪市西淀川区歌島1-2-27
 申立人 大本 久恵
 本籍大阪府大阪市福島区鷺洲1丁目17番地、最後の住所大阪府枚方市津田東町2丁目1番1号、死亡の場所大阪府枚方市、死亡年月日令和6年11月20日、出生の場所大阪府大阪市福島区、出生年月日昭和34年7月5日、職業無職
 被相続人 亡 松本 晃治
 大阪市西区靱本町1丁目4番17号 ACN信濃橋ビル2階
 相続財産清算人 弁護士 井上めぐみ
 催告期間満了日 令和8年2月18日
 大阪家庭裁判所

令和7年（家）第80667号
 香川県善通寺市中村町1丁目2番18号
 申立人 吉村 明治
 本籍広島県佐伯郡佐伯町虫所山504番地の5、最後の住所大阪市生野区巽中4丁目13番7号、死亡の場所大阪市住之江区、死亡年月日平成6年3月29日、出生の場所佐伯郡巣島町、出生年月日昭和7年3月21日、職業不明
 被相続人 亡 要 守
 大阪市北区天神橋2-3-8MF南森町ビル9階
 相続財産清算人 弁護士 原田 謙司
 催告期間満了日 令和8年2月18日
 大阪家庭裁判所

令和7年（家）第30043号
 広島県福山市春日町1丁目1番33号
 申立人 藤井 孝志
 本籍広島県福山市山手町1748番地、最後の住所広島県福山市山手町1748番地、死亡の場所広島県福山市、死亡年月日令和7年3月27日、出生の場所広島県福山市、出生年月日昭和27年3月1日、職業無職
 被相続人 亡 喜多村 武
 広島県福山市春日町1丁目1番33号
 相続財産清算人 司法書士 藤井 孝志
 催告期間満了日 令和8年1月30日
 広島家庭裁判所福山支部

令和7年(家)第7019号
山口県防府市岩畠1丁目18番3号
申立人 福田 留之
本籍山口県防府市大字久兼843番地1、最後の住所山口県防府市大字久兼843番地の1、死亡の場所山口県防府市、死亡年月日令和6年4月29日、出生の場所山口県佐波郡富海村、出生年月日昭和14年10月1日、職業無職
被相続人 亡 兼子 文子
山口県防府市寿町2-11 吉幸Ⅱビル3階
相続財産清算人 弁護士法人いたむら法律事務所
催告期間満了日 令和8年1月23日
山口家庭裁判所

令和7年(家)第2019号
福岡県三井郡大刀洗町高樋1167番地
申立人 仲野 弘重
本籍福岡県久留米市北野町中2914番地、最後の住所福岡県久留米市北野町中3029番地、死亡の場所福岡県久留米市、死亡年月日平成26年9月23日、出生の場所福岡県三井郡北野町、出生年月日昭和11年1月14日、職業不明
被相続人 亡 田中 正弘
福岡県久留米市花畑2丁目5-5吉本ビル3階
ゆずりは法律事務所
相続財産清算人 弁護士 塩瀬 哲也
催告期間満了日 令和8年2月2日
福岡家庭裁判所久留米支部

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和7年(家)第7050号
福島市北五老内町1番3号 福島法曹ビル305号 菅野浩司法律事務所
申立人 大河内敬子
本籍福島県伊達郡川俣町字新中町73番地、最後の住所神奈川県小田原市南町3丁目12番4号 佐藤レイ子方、死亡の場所東京都港区、死亡年月日平成23年6月9日、出生の場所福島県伊達郡川俣町、出生年月日昭和14年2月6日、職業不明
被相続人 亡 武藤 あつ
催告期間満了日 令和8年1月23日
福島家庭裁判所

令和7年(家)第80009号
佐賀市赤松町1-31 池田法律事務所
申立人 相続財産清算人 弁護士 奥田 律雄
本籍佐賀県嬉野市嬉野町大字下野乙2691番地2、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所佐賀県嬉野市、死亡年月日推定平成27年1月3日、出生の場所佐賀県藤津郡嬉野町、出生年月日昭和39年4月7日、職業不明
被相続人 亡 山口 光広
催告期間満了日 令和8年1月11日
佐賀家庭裁判所鹿島出張所

公 示 催 告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することができます。

令和7年(家)第2号
東京都八王子市散田町5丁目6番5号
申立人 東和プリント工業株式会社
代表者代表取締役 三村 裕介
権利を争う旨の申述の終期 令和7年9月26日
令和7年6月11日 三島簡易裁判所

(別紙) 目録
約束手形 1通
手形番号 A B 099789
金額 322,839円
支払期日 令和7年5月31日
支払地 静岡県田方郡函南町
支払場所 三島信用金庫函南支店
振出日 令和7年1月31日
振出地 静岡県三島市
振出人 伊豆技研工業株式会社 代表取締役 小川 文子
受取人 株式会社アサヒテクニカ
裏書人 株式会社アサヒテクニカ 代表取締役 成川 恵一
被裏書人 東和プリント工業株式会社
最終所持人 申立人

令和7年(家)第1号
東京都豊島区西巣鴨4丁目14番5号
申立人 文化シヤッターサービス株式会社
代表者代表取締役 中島 省吾
権利を争う旨の申述の終期 令和7年10月11日
令和7年6月11日 長崎簡易裁判所

(別紙) 目録

約束手形 2通
(1)手形番号 Y C 61177
金額 3,000,000円
支払期日 令和7年6月30日
支払地 長崎市
支払場所 株式会社十八親和銀行本店営業部
振出日 令和7年4月30日
振出地 長崎市川口町10番2号
振出人 協和機電工業株式会社 代表取締役 坂井 崇俊
受取人 申立人
最終所持人 申立人
(2)手形番号 Y C 61178
金額 190,000円
(2)の約束手形の支払期日、支払地、支払場所、振出日、振出地、振出人、受取人及び最終所持人は(1)の約束手形の記載に同じ

令和6年(家)第1号
次の申立人から別紙目録表示の権利について公示催告の申立てがあったので、その権利者は、下記権利の届出の終期までに当裁判所に権利を届け出してください。もし下記権利の届出の終期までに権利の届出がない場合には、その権利は失権することができます。
長野県北安曇郡松川村5323番地
申立人 高田 大輔
権利の届出の終期 令和7年9月30日
令和7年6月10日 大町簡易裁判所

(別紙) 目録

1 土地の表示
北安曇郡松川村字川花見4231番1
原野 12154平方メートル
北安曇郡松川村字川花見4231番2
原野 2442平方メートル
北安曇郡松川村字川花見4231番3
原野 59平方メートル
北安曇郡松川村字川花見4231番6
原野 922平方メートル

2 登記年月日番号 長野地方法務局大町支局昭和13年3月22日受付第649号

3 登記した権利の内容
登記の目的 地上権設定
原因 昭和13年3月22日設定
目的 立木保全

存続期間 昭和13年3月22日より昭和15年3月21日まで
地上権者 南安曇郡穂高町6071番地 小野寺亀久二郎

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出してください。

令和7年(家)第32号
群馬県前橋市広瀬町1丁目23番地6
申立人 石原しげ江
本籍群馬県前橋市広瀬町1丁目23番地6、最後の住所群馬県前橋市広瀬町1丁目23番地6
不在者 石原 一夫
昭和23年2月15日生
届出期間満了日 令和7年8月29日
前橋家庭裁判所

失 踪 宣 告

令和6年(家)第1191号
本籍岡山県津市南方中1050番地4、最後の住所岡山県久米郡久米南町下弓削687番地1
ニュー三楽園
不在者 藤本 成三
昭和22年6月20日生
令和7年6月11日失踪宣告審判確定
岡山家庭裁判所津山支部裁判所書記官

令和6年(家)第49号
本籍三重県津市稻葉町1729番地1、最後の住所高知県幡多郡大内町大字一切214番地
不在者 谷口日出子
昭和19年5月10日生
令和7年6月11日失踪宣告審判確定
高知家庭裁判所中村支部裁判所書記官

令和6年(家)第502号
本籍大分県国東市国見町鬼籠1775番地、最後の住所北九州市小倉南区横代北町1丁目3番15号
不在者 吉村 裕二
昭和38年9月9日生
令和7年6月11日失踪宣告審判確定
福岡家庭裁判所小倉支部裁判所書記官

令和6年（家）第50号

本籍長崎県雲仙市小浜町飛子3071番地、最後の住所東京都練馬区三原台1丁目1番1号
不在者 奥村 一晴
昭和33年7月13日生
令和7年6月10日失踪宣告審判確定

長崎家庭裁判所島原支部裁判所書記官

令和6年（家）第107号

本籍長崎県東彼杵郡波佐見町野々川郷1675番地、最後の住所長崎県東彼杵郡波佐見町野々川郷1593番地1
不在者 富木 麻雄
昭和7年4月1日生
令和7年6月5日失踪宣告審判確定

長崎家庭裁判所佐世保支部裁判所書記官

令和6年（家）第22号

本籍熊本県菊池市木柏子381番地、最後の住所東京都渋谷区広尾屋3丁目8番20号103
不在者 桐岡 昭治
昭和44年5月8日生
令和7年6月10日失踪宣告審判確定

熊本家庭裁判所山鹿支部裁判所書記官

令和6年（家）第7701号

本籍東京都新宿区高田馬場3丁目441番地、最後の住所東京都新宿区高田馬場3丁目28番7号

不在者 宇野澤則彦

昭和47年1月7日生

令和7年6月17日失踪宣告審判確定

東京家庭裁判所裁判所書記官

除 権 決 定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。

令和7年（火）第1号

神戸市中央区加納町6丁目5番1号
申立人 八幡・都賀・篠原財産区管理者神戸市長 久元 喜造

権利の届出の終期 令和7年6月10日

令和7年6月12日 神戸簡易裁判所
(別紙) 目 錄

1(1)土地 神戸市灘区六甲山町南六甲1034番111
公衆用道路 139平方メートル
(2)登記年月日番号 神戸地方方法務局明治35年7月9日受付第2035号

(3)登記した権利の内容

登記の目的 地上権設定
原因 明治35年7月4日設定
目的 建物所有
範囲 全部
存続期間 明治32年6月より大正28年5月まで
地代 1年1反歩2歩
支払期 明治32年6月1日及明治35年7月4日に支払済
地上権者 神戸市神戸区山本通四丁目外60号オリヴィ・エス・ホイト
共同目的物件 登記第53号8町9反1歩、登記第53号948号、登記第2101号2102号1畝20歩12歩但し残地4畝5歩及他の分割地1畝23歩

2(1)土地 1(1)の記載に同じ

(2)登記年月日番号 神戸地方方法務局明治35年7月9日受付第2036号

(3)登記した権利の内容 1(3)の記載に同じ

3(1)土地 神戸市灘区六甲山町南六甲1034番112
公衆用道路 263平方メートル

(2)登記年月日番号 1(2)の記載に同じ

(3)登記した権利の内容

共同目的物件 登記第53号8町9反1歩、登記第53号948号、登記第2101号2102号1畝20歩12歩但し残地4畝5歩及他の分割地18歩

登記の目的、原因、目的、範囲、存続期間、地代、支払期、地上権者は1(3)の記載に同じ

4(1)土地 3(1)の記載に同じ

(2)登記年月日番号 2(2)の記載に同じ

(3)登記した権利の内容 3(3)の記載に同じ

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年（火）第495号

千葉県松戸市幸谷786番地の2

債務者 株式会社E t e r n a l T w i l l i g h t

代表者代表取締役 旭 祐太郎

1 決定年月日時 令和7年6月23日午後3時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 塚谷 祐貴

4 破産債権の届出期間 令和7年7月24日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月22日午前10時40分

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年（火）第390号

川崎市宮前区神木本町5丁目17-17クロスト神木A201

債務者 有限会社エヌ・エス・ピー

代表者取締役 野々垣寿人

1 決定年月日時 令和7年6月26日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 妻鹿 琢生
4 破産債権の届出期間 令和7年7月28日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月24日午前10時40分

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年（火）第120号

神奈川県三浦市南下浦町上宮田1334番地12

債務者 株式会社高見澤電気工事

代表者代表清算人 高見澤良作

1 決定年月日時 令和7年6月26日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 餅田 拓也
4 破産債権の届出期間 令和7年7月28日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月17日午前10時

横浜地方裁判所横須賀支部

令和7年（火）第317号

神奈川県相模原市緑区橋本6丁目4番12号

債務者 有限会社オフィストウエンティワン齋藤

代表者代表取締役 齋藤 芳雄

1 決定年月日時 令和7年6月25日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 松本 泰吉
4 破産債権の届出期間 令和7年7月28日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月16日午後1時30分

横浜地方裁判所相模原支部

令和7年（火）第963号

名古屋市守山区川西2丁目2401番地

債務者 有限会社インテリアシモカワ

代表者代表取締役 中嶋 嘉信

1 決定年月日時 令和7年6月26日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 舟野 徹

4 破産債権の届出期間 令和7年7月28日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月30日午前10時40分

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年（火）第1104号

愛知県春日井市関田町2丁目163番地1、従前の本店所在地愛知県春日井市松河戸町3丁目18番地4

債務者 ライフシーズ株式会社

代表者代表取締役 新井 篤史

1 決定年月日時 令和7年6月26日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 小関 敏郎

4 破産債権の届出期間 令和7年7月28日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月14日午前10時20分

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年（火）第1017号

東京都日野市三沢3丁目29番地の7

債務者 株式会社シナジーデザインカンパニー

代表者代表取締役 荒木 克治

1 決定年月日時 令和7年6月26日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 鈴木 規央

4 破産債権の届出期間 令和7年7月29日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月3日午前11時

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年（火）第1047号

東京都町田市野津田町471番地1

債務者 有限会社共栄技研

代表者代表取締役 清水 稔

1 決定年月日時 令和7年6月26日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 田原 遊太

4 破産債権の届出期間 令和7年7月29日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月2日午前11時15分

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第38号 熊本県玉名郡玉東町大字白木55番地1 債務者 有限会社平井運送 代表者代表取締役 平井 勇一 1 決定年月日時 令和7年6月26日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 古田 哲朗 4 破産債権の届出期間 令和7年8月8日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月14日午後3時30分 熊本地方裁判所玉名支部	4 破産債権の届出期間 令和7年8月22日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月21日午後3時30分 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係	令和7年(フ)第359号 神奈川県平塚市代官町3番8号 債務者 アーリーガード株式会社 代表者代表取締役 杉森 久志 1 決定年月日時 令和7年6月30日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 藤嶋 崇友 4 破産債権の届出期間 令和7年8月8日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月17日午後2時30分 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年6月27日前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中山 栄治 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月29日午後2時10分 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第161号 滋賀県野洲市栄19-3 債務者 株式会社フリオネス 代表者代表取締役 梅原 宏之 1 決定年月日時 令和7年6月26日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石川 賢治 4 破産債権の届出期間 令和7年8月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月3日午前11時 大津地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年6月26日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 伊東 秀彦 4 破産債権の届出期間 令和7年7月31日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月3日午前11時 千葉地方裁判所木更津支部	令和7年(フ)第106号 千葉県木更津市真舟1丁目12番18号 債務者 株式会社夢企画 代表者代表取締役 石毛 彩乃 1 決定年月日時 令和7年6月26日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 伊東 秀彦 4 破産債権の届出期間 令和7年7月31日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月29日午後2時 横浜地方裁判所小田原支部民事部	令和7年(フ)第272号 広島市西区南鏡音7丁目3番18号 債務者 医療法人西裕会 代表者理事長 兼山 敦 1 決定年月日時 令和7年6月27日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 和田森 智 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月26日午後2時30分 広島地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第320号 相模原市南区下溝3092番地 債務者 株式会社クラフト 代表者代表取締役 山崎 隆生 1 決定年月日時 令和7年6月26日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 藤田 寛之 4 破産債権の届出期間 令和7年8月21日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月1日午後2時30分 横浜地方裁判所相模原支部	1 決定年月日時 令和7年6月30日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 野村 直之 4 破産債権の届出期間 令和7年8月1日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月30日午前10時30分 福井地方裁判所民事部破産係	令和7年(フ)第149号 福井市文京6丁目408番地 債務者 株式会社ヤマトオプチカル 代表者代表取締役 前川 俊彦 1 決定年月日時 令和7年6月30日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山本 隼巳 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月4日午前10時30分 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第577号 横浜市中区海岸通3丁目12番地の1 債務者 株式会社大器 代表者代表取締役 石井 修 1 決定年月日時 令和7年6月27日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐野 高王 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月29日午前11時10分 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第353号 愛知県刈谷市野田町馬池3番地18 債務者 中央プランテック株式会社 代表者代表取締役 水野 泰昌 1 決定年月日時 令和7年6月26日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 安藤 芳朗	1 決定年月日時 令和7年6月27日午後4時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大森 淳 4 破産債権の届出期間 令和7年8月5日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月5日午後2時 横浜地方裁判所小田原支部民事部	令和7年(フ)第387号 神奈川県秦野市西田原109番地の7 債務者 株式会社創健 代表者代表取締役 佐野 健 1 決定年月日時 令和7年6月27日午後4時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 吉野 泉 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月10日午後3時 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第1096号 福岡県春日市下白水北3丁目5-1-107 債務者 株式会社ARUZAMU 代表者代表取締役 金子 勇介 1 決定年月日時 令和7年6月27日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 吉野 泉 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月29日午後1時40分 大阪地方裁判所第6民事部
		令和7年(フ)第1109号 福岡市東区奈多1丁目12番30号 債務者 株式会社s o l n o i r e 代表者代表取締役 黒土 賢次	令和7年(フ)第2471号 大阪市阿倍野区文の里2丁目13番19号ゼ ファーレ文の里601号 債務者 有限会社エ・ビ・シー 代表者代表取締役 尾崎 佳孝 1 決定年月日時 令和7年6月27日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 赤堀順一郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月29日午後1時40分 大阪地方裁判所第6民事部
			令和7年(フ)第2504号 大阪府寝屋川市宝町1-8 債務者 有限会社アミューズホーム 代表者取締役 吉田 要也 1 決定年月日時 令和7年6月27日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 春木 由香 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月29日午後2時10分 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第2564号	大阪府四條畷市雁屋南町5番32号 債務者 有限会社ラブピュア 代表者取締役 伴 シヅ子 1 決定年月日時 令和7年6月27日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 池内 康裕 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月29日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第2625号	大阪市生野区新今里4丁目2番17号 債務者 株式会社ウイズ 代表者代表清算人 川中 利文 1 決定年月日時 令和7年6月27日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 井崎 康孝 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月29日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第2627号	大阪市生野区新今里4丁目2番17号 債務者 有限会社今里コーセツ 代表者取締役 川中 健史 1 決定年月日時 令和7年6月27日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 井崎 康孝 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月29日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第1337号	横浜市港北区菊名7丁目3番38-105号 債務者 株式会社王騎 代表者代表取締役 中村 健人 1 決定年月日時 令和7年6月27日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中野 智仁 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月30日午後2時 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第1056号	福岡市西区今宿西1丁目32番14-205号 債務者 実里商会株式会社 代表者代表取締役 内山 衛

令和7年(フ)第46号	北海道岩見沢市中幌向町191番地4 債務者 株式会社MDKカンパニー 代表者代表取締役 六久保俊一 1 決定年月日時 令和7年6月30日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 新井田芳治 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月10日午前11時 札幌地方裁判所岩見沢支部
令和7年(フ)第24号	福岡県みやま市瀬高町山門642番地の3 債務者 株式会社ティアンドアイプランニング 代表者代表取締役 石橋 照由 1 決定年月日時 令和7年6月27日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 伊藤 修一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月1日午前10時30分 福岡地方裁判所柳川支部破産係
令和7年(フ)第781号	横浜市鶴見区駒岡4丁目18番18号 債務者 株式会社N・Kビルド 代表者代表取締役 野田 博義 1 決定年月日時 令和7年6月27日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 川瀬 典宏 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月2日午前11時10分 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第23号	徳島県美馬市穴吹町穴吹字大平40番地 債務者 企業組合辻芳商店 代表者代表理事 辻 一 1 決定年月日時 令和7年6月27日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鶴井 迪子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月14日午後1時30分 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第2780号	大阪市東成区玉津1丁目4番12号 債務者 株式会社森川製作所 代表者代表取締役 森川 英高 1 決定年月日時 令和7年6月27日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 元氏 成保 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月9日午後2時50分 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第45号	福岡県大牟田市住吉町4番地7 クローバーマンション大牟田II203号 債務者 前田機工株式会社 代表者代表取締役 前田 翔太 1 決定年月日時 令和7年6月30日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 池端 祥久 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月22日午後1時30分 福岡地方裁判所大牟田支部
	破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間 次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。
令和7年(フ)第1057号	福岡市城南区南片江2丁目25番44-207号 レオネクストK南片江II 債務者 秋元 優太 1 決定年月日時 令和7年6月25日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 出光 良彰 4 破産債権の届出期間 令和7年7月23日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月9日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年8月27日まで 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第24号	徳島県美馬市穴吹町穴吹字大平40番地 債務者 辻 一 1 決定年月日時 令和7年6月27日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 櫻井 彰 4 破産債権の届出期間 令和7年7月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月7日午前10時 6 免責意見申述期間 令和7年8月28日まで 徳島地方裁判所美馬支部
令和7年(フ)第89号	青森県八戸市柏崎1丁目10番39号 債務者 西村 康信 1 決定年月日時 令和7年6月30日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 上野 大輔 4 破産債権の届出期間 令和7年7月30日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月6日午前11時30分 6 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで 青森地方裁判所八戸支部破産係
令和7年(フ)第360号	神奈川県平塚市横内3521番地の3 債務者 杉森 久志 1 決定年月日時 令和7年6月30日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 藤嶋 崇友 4 破産債権の届出期間 令和7年8月8日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月29日午後2時 6 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和7年(フ)第107号 千葉県木更津市真舟4丁目8番13号 債務者 石毛 彩乃 1 決定年月日時 令和7年6月26日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 伊東 秀彦 4 破産債権の届出期間 令和7年7月31日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月3日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで 千葉地方裁判所木更津支部	5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月5日前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	1 決定年月日時 令和7年6月30日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石井 正人 4 破産債権の届出期間 令和7年8月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月16日午後2時10分 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。	令和7年(フ)第1044号 東京都小金井市東町3丁目8番28号大都マンション103 債務者 渕脇 未来 1 決定年月日時 令和7年6月27日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小松 玲子 4 破産債権の届出期間 令和7年7月30日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月10日前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年9月10日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	1 決定年月日時 令和7年6月30日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 安仲 亮輔 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月12日午後3時 5 免責意見申述期間 令和7年8月15日まで 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第108号 千葉県木更津市真舟1丁目12番18号 債務者 立山 芳樹 1 決定年月日時 令和7年6月26日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 伊東 秀彦 4 破産債権の届出期間 令和7年7月31日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月3日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで 千葉地方裁判所木更津支部	1 決定年月日時 令和7年6月27日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小松 玲子 4 破産債権の届出期間 令和7年7月30日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月10日前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年9月10日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	1 決定年月日時 令和7年6月23日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山本 恭輔 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月5日午後3時 5 免責意見申述期間 令和7年8月14日まで 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第1036号 福岡市早良区四箇田団地13番603号 債務者 櫻井 賢一 1 決定年月日時 令和7年6月23日午後1時	令和7年(フ)第1028号 福岡県糟屋郡柏原町若宮2丁目22番5号 債務者 中山 知美 1 決定年月日時 令和7年6月27日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 飯尾 憲介 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月12日午後3時30分 5 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第109号 東京都多摩市関戸2丁目5番地の4アーランド201 債務者 渡部 慶絵(旧姓今屋) 1 決定年月日時 令和7年6月27日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 布川 佳正 4 破産債権の届出期間 令和7年7月30日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月30日前11時15分 6 免責意見申述期間 令和7年9月3日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	1 決定年月日時 令和7年6月27日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中野 智仁 4 破産債権の届出期間 令和7年7月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月30日前2時	1 決定年月日時 令和7年6月25日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 坂口 澄行 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月12日午後2時30分 5 免責意見申述期間 令和7年8月15日まで 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第371号 福岡市南区向新町1丁目9番18-406号 藤ビル、前住所福岡市中央区大名1丁目5番13-203号 イムプレス大名 債務者 鎌倉 洋典 1 決定年月日時 令和7年6月25日午前11時	令和7年(フ)第1063号 福岡県筑紫野市針摺中央1丁目17番3号 七ジュールエクセラ101号 債務者 福田 博文 1 決定年月日時 令和7年6月27日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鎌田 祥太 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月12日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第1019号 東京都多摩市関戸2丁目5番地の4アーランド201 債務者 渡部 慶絵(旧姓今屋) 1 決定年月日時 令和7年6月27日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 布川 佳正 4 破産債権の届出期間 令和7年7月30日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月30日前11時15分 6 免責意見申述期間 令和7年9月3日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	1 決定年月日時 令和7年6月27日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中野 智仁 4 破産債権の届出期間 令和7年7月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月30日前2時	1 決定年月日時 令和7年6月25日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 坂口 澄行 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月12日午後2時30分 5 免責意見申述期間 令和7年8月15日まで 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第941号 福岡市中央区今泉1丁目18番13-205号 ラ・レジデンス・ド・天神、前住所福岡市博多区梗田1丁目3番55-403号 S-FORT福岡東 債務者 楠本 傑 1 決定年月日時 令和7年6月26日午後1時	令和7年(フ)第1121号 福岡市博多区南本町1丁目4番2-601号 ロワールティアラ南福岡8 債務者 林工業こと 林 弘一 1 決定年月日時 令和7年6月27日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 吉野 啓作 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月21日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第1033号 東京都多摩市永山2丁目3番地2-805 債務者 大谷 觉 1 決定年月日時 令和7年6月27日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 河野真一郎 4 破産債権の届出期間 令和7年7月30日まで	1 決定年月日時 令和7年6月27日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 関本 和臣 4 破産債権の届出期間 令和7年7月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月6日前10時50分 6 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年6月26日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 倉本 啓史 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月9日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年8月15日まで 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第1518号 神奈川県大和市林間2丁目2番15号 シャリ工林間202 債務者 浦橋 誠 1 決定年月日時 令和7年6月27日午後4時	令和7年(フ)第1121号 福岡市博多区南本町1丁目4番2-601号 ロワールティアラ南福岡8 債務者 林工業こと 林 弘一 1 決定年月日時 令和7年6月27日午前10時
令和7年(フ)第103号 東京都多摩市永山2丁目3番地2-805 債務者 大谷 觉 1 決定年月日時 令和7年6月27日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 河野真一郎 4 破産債権の届出期間 令和7年7月30日まで	1 決定年月日時 令和7年6月27日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 関本 和臣 4 破産債権の届出期間 令和7年7月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月6日前10時50分 6 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年6月26日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 倉本 啓史 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月9日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年8月15日まで 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第250号 新潟県北蒲原郡聖籠町大字網代浜1085番地 債務者 高橋 辰也	令和7年(フ)第1121号 福岡市博多区南本町1丁目4番2-601号 ロワールティアラ南福岡8 債務者 林工業こと 林 弘一 1 決定年月日時 令和7年6月27日午前10時

令和7年(フ)第1122号	福岡市博多区南本町1丁目4番2-601号 ロワールティアラ南福岡8 債務者 林 博美
1 決定年月日時 令和7年6月27日午前10時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
2 破産管財人 弁護士 吉野 泉	3 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月10日午後3時
3 破産管財人 弁護士 吉野 啓作	5 免責意見申述期間 令和7年8月20日まで 福岡地方裁判所第4民事部
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月21日午前10時30分	
5 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 福岡地方裁判所第4民事部	
令和7年(フ)第1123号	福岡市中央区長浜1丁目4番45-501号 エフメゾン北天神 債務者 高野 将
1 決定年月日時 令和7年6月27日午後5時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 桑野 貴充	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月16日午前10時
5 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 福岡地方裁判所第4民事部	
令和7年(フ)第995号	福岡市東区和白3丁目5番5-201号 マーベラス 和白 債務者 岩本 圭史
1 決定年月日時 令和7年6月25日午後4時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 牟田 遼介	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月12日午後2時
5 免責意見申述期間 令和7年8月19日まで 福岡地方裁判所第4民事部	
令和7年(フ)第65号	鹿児島県薩摩郡さつま町神子272番地1 債務者 森木 剛
1 決定年月日時 令和7年6月26日午後3時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 米田 圭吾	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月26日午後1時20分
5 免責意見申述期間 令和7年8月19日まで 鹿児島地方裁判所川内支部破産係	
令和7年(フ)第1097号	福岡県春日市下白水北3丁目5番地1 ハルモニ107号 債務者 金子 勇介

令和7年(フ)第891号	福岡市東区香椎5丁目4番30号 M J R 香椎参道1706、住民票上の住所福岡市東区多々良1丁目29番12号 債務者 大上 将弘
1 決定年月日時 令和7年6月25日午後1時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 真鍋 俊枝	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月22日午後4時30分
5 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで 広島地方裁判所民事第4部	
令和7年(フ)第173号	岡山県倉敷市上東1287番地4 債務者 藤井 裕也
1 決定年月日時 令和7年6月30日午前10時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 中畠 真哉	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月19日午前11時30分
5 免責意見申述期間 令和7年8月22日まで 福岡地方裁判所第4民事部	
令和7年(フ)第166号	香川県高松市扇町3丁目7番12-103号 L a O g i m a c h i 債務者 明比 圭
1 決定年月日時 令和7年6月30日午後1時30分	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 太田 瑠美	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月17日午前10時
5 免責意見申述期間 令和7年8月25日まで 高松地方裁判所民事部破産・再生係	
令和7年(フ)第1068号	福岡県糟屋郡志免町志免中央1丁目13番15号 債務者 篠原 悠樹
1 決定年月日時 令和7年6月27日午後1時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 岡崎 信介	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月29日午後1時10分
5 免責意見申述期間 令和7年8月21日まで 福岡地方裁判所第4民事部	
令和7年(フ)第238号	福岡県朝倉郡筑前町依井2096番地3 債務者 村上 陽子
1 決定年月日時 令和7年6月23日午後1時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 福永 昭博	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月16日午前11時30分
5 免責意見申述期間 令和7年8月22日まで 福岡地方裁判所第4民事部	
令和7年(フ)第521号	福岡市南区平和1丁目23番13-107号 グリーンウインズ 債務者 高松 頌
1 決定年月日時 令和7年6月25日午後1時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 和田森 智	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月26日午後2時30分
5 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで 福岡地方裁判所第4民事部	
令和7年(フ)第273号	広島市西区南観音1丁目7番7号 債務者 兼山 敦
1 決定年月日時 令和7年6月27日午後5時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 和田森 智	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月26日午後2時30分
5 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで 広島地方裁判所民事第4部	
令和7年(フ)第274号	広島市西区南観音1丁目7番7号 債務者 兼山 康美
1 決定年月日時 令和7年6月27日午後5時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 和田森 智	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月26日午後2時30分
5 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで 広島地方裁判所民事第4部	
令和7年(フ)第474号	広島市東区上温品2丁目1番13-302号 債務者 松浦 和樹
1 決定年月日時 令和7年6月26日午前10時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 森山 善基	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月26日午前10時
5 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで 福岡地方裁判所第4民事部	

<p>令和7年(フ)第883号 福岡市中央区平尾4丁目13番12号 アクティ ブ平尾Ⅰ 101号、前住所沖縄県豊見城市宇 翁長465番地1 オアシスステップ407号 債務者 李 小龍(LI XIAO LONG) 1 決定年月日時 令和7年6月24日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 吉原 洋 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月9日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで 福岡地方裁判所第4民事部 令和7年(フ)第769号 福岡県大野城市畑ヶ坂1丁目5番17号 コー ボ田園A-101号 債務者 戸高 磨 1 決定年月日時 令和7年6月25日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 舞鶴 史也 4 免責意見申述期間 令和7年8月20日まで 福岡地方裁判所第4民事部 令和7年(フ)第770号 福岡県大野城市畑ヶ坂1丁目5番17号 コー ボ田園A-101号 債務者 戸高 好子 1 決定年月日時 令和7年6月25日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 舞鶴 史也 4 免責意見申述期間 令和7年8月20日まで 福岡地方裁判所第4民事部 破産手続開始・破産手続廃止 及び免責許可申立てに関する 意見申述期間 令和7年(フ)第216号 北海道二海郡八雲町東雲町50番地八雲総合病 院内、住民票上の住所北海道茅部郡森町字新 川町280番地1 グループホームゆくり 債務者 宮崎 浩三 1 決定年月日時 令和7年6月27日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月15日まで 函館地方裁判所 </p>	<p>令和7年(フ)第224号 函館市東川町18番1-507号 債務者 種市 道子 1 決定年月日時 令和7年6月27日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月15日まで 函館地方裁判所 令和7年(フ)第1112号 愛知県海部郡飛島村大字三福2丁目8番地の 1、従前の住所愛知県小牧市小木南3丁目 238番地 債務者 大野雄文美 1 決定年月日時 令和7年6月26日午後5時 2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月15日まで 名古屋地方裁判所民事第2部 令和7年(フ)第127号 長崎県長崎市大宮町2番8号 フォーリーフ 大宮101、旧住所長崎県長崎市小江原4丁目 4番3-301号 債務者 田川 舞 1 決定年月日時 令和7年6月27日午前10時 2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月15日まで 名古屋地方裁判所民事第2部 令和7年(フ)第1165号 名古屋市緑区藤塚3丁目202番地 エトワー ル101号 債務者 荒木 弘美 1 決定年月日時 令和7年6月26日午後5時 2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月15日まで 名古屋地方裁判所民事第2部 令和7年(フ)第143号 愛知県豊川市諏訪2丁目336番地 コン フォート壱番館105号 債務者 山本 勇輝 1 決定年月日時 令和7年6月26日午後5時 2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 長崎地方裁判所民事部破産係 令和7年(フ)第1233号 名古屋市中川区丹後町2丁目47番地 メゾニ ティ丹後3 B、従前の住所名古屋市中川区 花塚町4丁目46番地の3 債務者 水野工業こと 水野 将真 1 決定年月日時 令和7年6月26日午後5時 2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月15日まで 名古屋地方裁判所豊橋支部 令和7年(フ)第155号 愛知県豊橋市中野町字二本松西20番地1 レ オパレスナカノ203号室 債務者 佐藤 謙一 1 決定年月日時 令和7年6月26日午後5時 2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 名古屋地方裁判所豊橋支部 令和7年(フ)第373号 北九州市小倉南区富士見2丁目6番2-504 号、前住所北九州市小倉南区中貫1丁目1番 7号 債務者 @iecoこと 佐々木英之 1 決定年月日時 令和7年6月25日午後2時 2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部 令和7年(フ)第422号 北九州市若松区東二島1丁目9番64号 債務者 安富 若紗(旧姓宮崎) 1 決定年月日時 令和7年6月24日午後4時 2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部 令和7年(フ)第475号 北九州市門司区大里原町13番1-404号 債務者 瀧本 勝治 1 決定年月日時 令和7年6月27日午前10時 2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部 令和7年(フ)第477号 北九州市小倉北区貴船町12番5-201号 債務者 下村 優奈 1 決定年月日時 令和7年6月25日午後4時 2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部 </p>
--	--

令和7年(フ)第1009号
埼玉県新座市東3丁目3番6号 グリーンハイツ203号室
債務者 富澤 敏夫
1 決定年月日時 令和7年6月25日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年8月19日まで
　　さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第1030号
埼玉県上尾市大字原市3336番地 原市団地4-9-306
債務者 阿部 悠花
1 決定年月日時 令和7年6月25日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年8月19日まで
　　さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第1047号
さいたま市緑区大字三室201番地29
債務者 小坪 雅明
1 決定年月日時 令和7年6月25日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年8月19日まで
　　さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第5号
埼玉県秩父郡皆野町下日野沢3906-3 特別養護老人ホーム 悠う湯ホーム、住民票上の住所埼玉県秩父市大野原1859番地11
債務者 赤岩 隆
1 決定年月日時 令和7年6月25日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年8月19日まで
　　さいたま地方裁判所秩父支部破産係
令和7年(フ)第6号
埼玉県秩父市熊木町35番11号 コーポ羊山103
債務者 川田 中子

1 決定年月日時 令和7年6月25日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年8月19日まで
 さいたま地方裁判所秩父支部破産係
令和7年(フ)第47号
 福岡県大牟田市大字岬1969番地 黒崎県営住宅9棟204号
 債務者 梅崎美津子
1 決定年月日時 令和7年6月27日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年8月19日まで
 福岡地方裁判所大牟田支部
令和7年(フ)第84号
 山形県西村山郡河北町谷地字月山堂427番地
 の1、前住所山形市みはらしの丘3丁目6番地8
 債務者 佐藤 章弘
1 決定年月日時 令和7年6月27日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年8月15日まで
 山形地方裁判所民事部
令和7年(フ)第903号
 名古屋市西区花の木2丁目20番7号 エーデルハイム花染201号
 債務者 吉田 百音(旧姓利根)
1 決定年月日時 令和7年6月27日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年8月15日まで
 名古屋地方裁判所民事部第2部
令和7年(フ)第906号
 名古屋市昭和区山花町93番地 ヒルズ山花201号
 債務者 川口 美香

1 決定年月日時 令和7年6月27日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年8月15日まで
 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1214号
名古屋市中川区戸田明正2丁目203番地
シーガートハミルトン102号
債務者 安藤 和希

1 決定年月日時 令和7年6月27日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年8月15日まで
 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1230号
愛知県春日井市前並町1丁目16番地4 プ
ルックヒルズII203号
債務者 奥島 時信

1 決定年月日時 令和7年6月27日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年8月15日まで
 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1290号
名古屋市港区当知3丁目3404番地 当知コ一
ボラス205号
債務者 石井 清彦

1 決定年月日時 令和7年6月27日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年8月15日まで
 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1318号
名古屋市中村区並木1丁目11番地 コーポき
むら4B号
債務者 八谷 正利

1 決定年月日時 令和7年6月27日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年8月15日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ) 第87号

愛知県豊橋市西幸町字古並229番地の3
債務者 森下 博之

1 決定年月日時 令和7年6月26日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和7年(フ) 第144号

愛知県豊川市御油町栗木山116番地 エルディム栗木山201号
債務者 フォトステージこと 三田村浩司

1 決定年月日時 令和7年6月26日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和7年(フ) 第147号

愛知県蒲郡市御幸町10番10号
債務者 鈴木めぐみ

1 決定年月日時 令和7年6月27日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和7年(フ) 第45号

三重県志摩市磯部町迫間533番地82
債務者 古賀小百合(旧姓伊関・角田)

1 決定年月日時 令和7年6月30日午前10時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年8月19日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

令和 7 年 (フ) 第 299 号 神奈川県座間市栗原中央 2 丁目 16 番 25 号 債務者 遠藤 郁也 1 決定年月日時 令和 7 年 6 月 25 日午後 4 時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和 7 年 8 月 20 日まで 横浜地方裁判所相模原支部	4 免責意見申述期間 令和 7 年 8 月 27 日まで 5 免責審尋期日 令和 7 年 9 月 12 日午後 1 時 30 分 大阪地方裁判所第 6 民事部	4 免責意見申述期間 令和 7 年 9 月 2 日まで 5 免責審尋期日 令和 7 年 9 月 2 日午後 2 時 東京地方裁判所民事第 20 部	令和 7 年 (フ) 第 4317 号 東京都中野区中央 3 丁目 45-14 債務者 平岡 侑也 1 決定年月日時 令和 7 年 6 月 26 日午後 5 時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和 7 年 9 月 2 日まで 5 免責審尋期日 令和 7 年 9 月 2 日午前 11 時 東京地方裁判所民事第 20 部
令和 7 年 (フ) 第 171 号 北海道旭川市東光 7 条 1 丁目 3 番 5 号 ベルモンテ 203 号室 債務者 成田 智紀 1 決定年月日時 令和 7 年 6 月 25 日午後 4 時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和 7 年 8 月 20 日まで 5 免責審尋期日 令和 7 年 9 月 24 日午後 1 時 40 分 旭川地方裁判所民事部	4 免責意見申述期間 令和 7 年 8 月 27 日まで 5 免責審尋期日 令和 7 年 9 月 12 日午後 1 時 30 分 大阪地方裁判所第 6 民事部	4 免責意見申述期間 令和 7 年 9 月 2 日まで 5 免責審尋期日 令和 7 年 9 月 2 日午前 11 時 東京地方裁判所民事第 20 部	令和 7 年 (フ) 第 4257 号 東京都中野区丸山 1 丁目 9-13 債務者 白井 幸子 1 決定年月日時 令和 7 年 6 月 26 日午後 5 時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和 7 年 9 月 2 日まで 5 免責審尋期日 令和 7 年 9 月 2 日午前 11 時 東京地方裁判所民事第 20 部
令和 7 年 (フ) 第 2427 号 大阪市生野区舍利寺 2 丁目 14 番 13 号 オーナーズマンション舍利寺 602 号、前住所 大阪市生野区舍利寺 2 丁目 16 番 7 号 ロイヤル舍利寺 201 債務者 秋山 純美 1 決定年月日時 令和 7 年 6 月 26 日午後 3 時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和 7 年 8 月 27 日まで 5 免責審尋期日 令和 7 年 9 月 12 日午後 1 時 30 分 大阪地方裁判所第 6 民事部	4 免責意見申述期間 令和 7 年 8 月 27 日まで 5 免責審尋期日 令和 7 年 9 月 12 日午後 1 時 30 分 大阪地方裁判所第 6 民事部	4 免責意見申述期間 令和 7 年 9 月 2 日まで 5 免責審尋期日 令和 7 年 9 月 2 日午前 11 時 東京地方裁判所民事第 20 部	令和 7 年 (フ) 第 4280 号 東京都練馬区向山 1 丁目 8-15-502 債務者 船辺 真二 1 決定年月日時 令和 7 年 6 月 26 日午後 5 時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和 7 年 9 月 2 日まで 5 免責審尋期日 令和 7 年 9 月 2 日午前 10 時 30 分 東京地方裁判所民事第 20 部
令和 7 年 (フ) 第 2445 号 東京都練馬区富士見台 1 丁目 10-19 ヴェルフィオーレ富士見台 A-203 債務者 渡邊 秀児 1 決定年月日時 令和 7 年 6 月 26 日午後 5 時 2 主文 傾務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和 7 年 9 月 2 日まで 5 免責審尋期日 令和 7 年 9 月 2 日午前 10 時 30 分 大阪地方裁判所第 6 民事部	4 免責意見申述期間 令和 7 年 9 月 2 日まで 5 免責審尋期日 令和 7 年 9 月 2 日午前 10 時 30 分 大阪地方裁判所第 6 民事部	4 免責意見申述期間 令和 7 年 9 月 2 日まで 5 免責審尋期日 令和 7 年 9 月 2 日午前 10 時 30 分 東京地方裁判所民事第 20 部	令和 7 年 (フ) 第 4315 号 東京都江東区亀戸 9 丁目 12-17-109 債務者 佐藤 由紀 1 決定年月日時 令和 7 年 6 月 26 日午後 5 時 2 主文 傾務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和 7 年 9 月 2 日まで 5 免責審尋期日 令和 7 年 9 月 2 日午前 10 時 30 分 東京地方裁判所民事第 20 部
令和 7 年 (フ) 第 2608 号 大阪府箕面市栗生間谷西 2 丁目 4 番 9-104 号 債務者 北野 恵子 1 決定年月日時 令和 7 年 6 月 26 日午後 3 時 2 主文 傾務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。	4 免責意見申述期間 令和 7 年 9 月 2 日まで 5 免責審尋期日 令和 7 年 9 月 2 日午前 11 時 東京地方裁判所民事第 20 部	4 免責意見申述期間 令和 7 年 9 月 2 日まで 5 免責審尋期日 令和 7 年 9 月 2 日午前 10 時 30 分 東京地方裁判所民事第 20 部	令和 7 年 (フ) 第 4320 号 東京都江戸川区南葛西 4 丁目 16-7-1001 債務者 石川 ひろみ (旧姓稻葉) 1 決定年月日時 令和 7 年 6 月 26 日午後 5 時 2 主文 傾務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和 7 年 9 月 2 日まで 5 免責審尋期日 令和 7 年 9 月 2 日午前 10 時 30 分 東京地方裁判所民事第 20 部
令和 7 年 (フ) 第 22 号 松江市大庭町 51-6 市営大庭第 5 住宅 102、住民票上の住所 松江市東出雲町揖屋 1229 番地 債務者 久保田勝彦 1 決定年月日時 令和 7 年 6 月 27 日午後 2 時 2 主文 傾務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和 7 年 9 月 5 日まで 5 免責審尋期日 令和 7 年 9 月 5 日午後 1 時 30 分 松江地方裁判所民事部	4 免責意見申述期間 令和 7 年 9 月 2 日まで 5 免責審尋期日 令和 7 年 9 月 2 日午前 11 時 東京地方裁判所民事第 20 部	4 免責意見申述期間 令和 7 年 9 月 2 日まで 5 免責審尋期日 令和 7 年 9 月 2 日午前 10 時 30 分 東京地方裁判所民事第 20 部	令和 7 年 (フ) 第 4316 号 東京都杉並区和田 3 丁目 42-19-202 債務者 布施 吉明 1 決定年月日時 令和 7 年 6 月 26 日午後 5 時 2 主文 傾務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和 7 年 9 月 2 日まで 5 免責審尋期日 令和 7 年 9 月 2 日午前 10 時 30 分 東京地方裁判所民事第 20 部
令和 7 年 (フ) 第 4247 号 東京都世田谷区船橋 4 丁目 30-3-505 債務者 瀬尾 徹 1 決定年月日時 令和 7 年 6 月 26 日午後 5 時 2 主文 傾務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。	4 免責意見申述期間 令和 7 年 9 月 2 日まで 5 免責審尋期日 令和 7 年 9 月 2 日午後 2 時 東京地方裁判所民事第 20 部	4 免責意見申述期間 令和 7 年 9 月 2 日まで 5 免責審尋期日 令和 7 年 9 月 2 日午後 2 時 東京地方裁判所民事第 20 部	令和 7 年 (フ) 第 22 号 松江市大庭町 51-6 市営大庭第 5 住宅 102、住民票上の住所 松江市東出雲町揖屋 1229 番地 債務者 久保田勝彦 1 決定年月日時 令和 7 年 6 月 27 日午後 2 時 2 主文 傾務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和 7 年 9 月 5 日まで 5 免責審尋期日 令和 7 年 9 月 5 日午後 1 時 30 分 松江地方裁判所民事部

令和7年(フ)第4314号	東京都足立区栗原3丁目29-14-103 債務者 具志堅夫佐江 1 決定年月日時 令和7年6月26日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月9日午前10時30分
令和7年(フ)第4318号	東京都練馬区東大泉6丁目54-19-203 債務者 鈴木紀世彦 1 決定年月日時 令和7年6月26日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月9日午後2時
令和7年(フ)第4214号	東京都荒川区荒川5丁目23-1 わおん荒川 債務者 望月 良子 1 決定年月日時 令和7年6月26日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月16日午後2時
令和7年(フ)第174号	北海道旭川市東鷹栖東1条2丁目269番地の221 ウエーブ201 債務者 吉本 杏奈(旧姓佐藤) 1 決定年月日時 令和7年6月27日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年8月22日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月11日午後1時20分	旭川地方裁判所民事部	1 決定年月日 令和7年6月25日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
令和7年(フ)第177号	北海道旭川市永山1条10丁目1番5号 コーポレジエント202号室 債務者 古屋 行博 1 決定年月日時 令和7年6月27日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月22日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月24日午後1時20分	静岡地方裁判所富士支部
令和7年(フ)第2048号	大阪市旭区新森4丁目23番9号 ラフィーネ新森 302 債務者 濱 沙津希 1 決定年月日時 令和7年6月27日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月27日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月5日午後1時30分	福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ)第235号	岐阜市茶屋新田4丁目7番地 破産者 有限会社ツールテック 1 決定年月日 令和7年6月25日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ)第130号	静岡県富士市伝法2485番地の4 破産者 ネクスト株式会社	仙台地方裁判所第4民事部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

令和6年(フ)第609号	福岡市中央区長浜2丁目3番5-805号 レジア赤坂テラス 破産者 藤井 新治 1 決定年月日 令和7年6月23日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。	福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ)第1945号	福岡市中央区渡辺通3丁目10番28-303号 エステートモア天神AXIS、前住所福岡市中央区春吉2丁目2番5-1216号 エステートモア天神スタジオ 破産者 井原 兼吾 1 決定年月日 令和7年6月24日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。	福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ)第1962号	福岡市南区大楠2丁目6番28-102号 Grandtice acero 破産者 植田 大輔 1 決定年月日 令和7年6月24日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。	福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ)第1979号	福岡県糟屋郡志免町南里7丁目3番1-406号 破産者 入江 瑞恵 1 決定年月日 令和7年6月24日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。	福岡地方裁判所第4民事部

令和5年(フ)第131号 静岡県富士市伝法2485番地の4 破産者 田中早智夫 1 決定年月日 令和7年6月25日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所富士支部	令和5年(フ)第5411号 奈良県香芝市高山台2丁目16番地45、開始決定時奈良県北葛城郡広陵町馬見北3丁目2番29号 破産者 福井 繁吉 1 決定年月日 令和7年6月27日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和6年(フ)第599号 仙台市宮城野区五輪2丁目9番60-1号 M T五輪101、従前の住所仙台市青葉区宮町2丁目2番8号 破産者 茂木 春喜 1 決定年月日 令和7年6月30日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所第4民事部破産係	1 破産債権の届出期間 令和7年7月24日まで 2 一般調査期日 令和7年9月9日午後1時30分 令和7年6月24日 福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ)第35号 島根県浜田市長沢町1603-3、破産手続開始決定時の住所島根県浜田市治和町イ246番地4 破産者 小林 賢 1 決定年月日 令和7年6月25日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 松江地方裁判所浜田支部	令和6年(フ)第1898号 福岡市中央区清川2丁目5番1-1208号 サヴォイ コートオブームズ 破産者 三浦 明 1 決定年月日 令和7年6月27日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部	令和6年(フ)第940号 仙台市泉区松陵4丁目38番地の5 破産者 阿部 勝司 1 決定年月日 令和7年6月30日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所第4民事部破産係	令和6年(フ)第612号 福岡市東区多の津4丁目19番3号多の津コアⅢ2号 破産者 株式会社リボックス 1 破産債権の届出期間 令和7年7月24日まで 2 一般調査期日 令和7年9月10日午後2時 令和7年6月26日 福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ)第1457号 福岡市東区香住ヶ丘2丁目8番2号 レントハウス九産大前ビル402号、開始決定時の住所福岡県糟屋郡新宮町大字新宮205番地1 破産者 R Y U - S H I N 美創こと 濱田 真光 1 決定年月日 令和7年6月25日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第91号 福岡市中央区薬院3丁目11番30-802号 エステートモア薬院通り 破産者 岩坂 由美 1 決定年月日 令和7年6月27日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部	令和6年(フ)第2513号 横浜市中区錦町5番地 本牧ポートハイツ10号棟314号室 破産者 長谷川哲也 1 決定年月日 令和7年6月30日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	令和6年(フ)第2149号 福岡市東区みどりが丘1丁目22番8号 破産者 花岡 京子 1 破産債権の届出期間 令和7年7月25日まで 2 一般調査期日 令和7年8月26日午前10時30分 令和7年6月24日 福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ)第1904号 名古屋市西区菊井2丁目9番12号 菊井中京ハイツ101号、従前の住所愛知県稲沢市増田北町74番地3 破産者 大和 久司 1 決定年月日 令和7年6月26日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部	令和6年(フ)第90号 大分県別府市大字南立石2270番地の4 ドゥペール観海寺501号、開始決定時の住所大分市横田1丁目14番14号 破産者 幸 龍生 1 決定年月日 令和7年6月27日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大分地方裁判所民事第1部破産再生係	令和6年(フ)第2184号 福岡市東区香椎台1丁目11番11号 破産者 児玉 勇 1 破産債権の届出期間 令和7年7月23日まで 2 一般調査期日 令和7年8月26日午前10時 令和7年6月25日 福岡地方裁判所第4民事部	令和6年(フ)第2349号 福岡市西区城の原団地4番102号 生の松原サンハイツ、破産手続開始決定時の住所福岡県糸島市志摩初442番地14 破産者 山崎 徹 1 破産債権の届出期間 令和7年7月28日まで 2 一般調査期日 令和7年9月11日午後3時 令和7年6月27日 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第123号 北海道旭川市末広東一条4丁目8番23号 破産者 株式会社ブリックス 1 破産債権の届出期間 令和7年7月30日まで 2 一般調査期日 令和7年8月27日午後3時40分 令和7年6月30日 旭川地方裁判所民事部	令和7年(フ)第469号 福岡市早良区田隈2丁目12番22号 ロイヤル式番館A 破産者 オールライン工芸こと 伊藤 修一	令和5年(フ)第282号 兵庫県伊丹市野間北4丁目1番1-812号 破産者 増永 美和 1 破産債権の届出期間 令和7年7月31日まで 2 一般調査期日 令和7年11月13日午前10時 令和7年6月30日 神戸地方裁判所伊丹支部破産係	

令和6年(フ)第386号
札幌市手稻区星置3条1丁目9番9—302号
破産者 石田 知則
1 破産債権の届出期間 令和7年8月1日まで
2 一般調査期日 令和7年9月4日午前11時20分
令和7年6月30日 函館地方裁判所
令和6年(フ)第407号
岐阜県本巣市宗慶312番地1 (コートハウスツカサ95 2A号)、前住所岐阜県本巣郡北方町平成7丁目16番地 ミズホハイツ202号
破産者 加藤 章三
1 破産債権の届出期間 令和7年8月7日まで
2 一般調査期日 令和7年9月19日午前11時20分
令和7年6月26日 岐阜地方裁判所
令和6年(フ)第1830号
福岡県大野城市上大利3丁目8番22号
破産者 米岡 裕介 (旧姓後藤)
1 破産債権の届出期間 令和7年8月15日まで
2 一般調査期日 令和7年9月3日午後4時
令和7年6月26日 福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ)第1379号
京都市右京区嵯峨駅跡堂門前瀬戸川町13番地
1 D—ROOM瀬戸川 103、前住所京都市右京区太秦宮ノ前町10番地2 パレスリヴィエール 505
破産者 山本 真由 (旧姓山川)
1 破産債権の届出期間 令和7年8月18日まで
2 一般調査期日 令和7年10月1日午前11時
令和7年6月30日 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和5年(フ)第1687号
福岡市早良区田村6丁目12番2—203号 サンセリテB棟、破産手続開始決定時の住所福岡市早良区野芥7丁目34番20号
破産者 國武 直久
1 破産債権の届出期間 令和7年8月20日まで
2 一般調査期日 令和7年9月17日午後1時30分
令和7年6月27日 福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第264号
北海道名寄市東2条南4丁目19番地3
破産者 木綿 譲
1 破産債権の届出期間 令和7年8月26日まで
2 一般調査期日 令和7年10月22日午後2時
令和7年6月30日 旭川地方裁判所民事部
債権者集会招集
令和5年(フ)第3885号
大阪市住吉区南住吉1丁目20番3号 コンフォート杉 303号、開始決定時大阪市住吉区上住吉1丁目6番16号
破産者 長谷川輝忠
1 期日 令和7年10月2日午後3時
2 会議の目的 財産状況報告、破産手続廃止に関する意見聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
令和7年6月23日 大阪地方裁判所第6民事部
書面による計算報告
次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならぬ。
令和6年(フ)第546号
宮崎市薫る坂2丁目23番7号
破産者 株式会社グラン・ブルー
異議申述期間 令和7年8月12日まで
令和7年6月30日 宮崎地方裁判所破産係
令和6年(フ)第51号
宮崎県北諸県郡三股町大字宮村3330番地8
破産者 有限会社森家具工業
異議申述期間 令和7年8月12日まで
令和7年6月30日 宮崎地方裁判所都城支部
令和6年(フ)第52号
宮崎県北諸県郡三股町大字樺山4672番地249
破産者 森 宏幸
異議申述期間 令和7年8月12日まで
令和7年6月30日 宮崎地方裁判所都城支部
令和6年(フ)第54号
宮崎県北諸県郡三股町大字宮村3327番地4
破産者 森 廣
異議申述期間 令和7年8月12日まで
令和7年6月30日 宮崎地方裁判所都城支部

令和6年(フ)第1180号
福岡市早良区田隈1丁目3番7号 タウンハウス清風 B—2
破産者 柴田 和行
異議申述期間 令和7年8月26日まで
令和7年6月26日 福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ)第2161号
福岡市中央区白金2丁目8番8—202号 キャロット薬院南、破産開始時の住所福岡市南区折立町6番8号 折立ビル401号
破産者 北野 誠二
異議申述期間 令和7年8月26日まで
令和7年6月25日 福岡地方裁判所第4民事部
特別清算協定認可
令和6年(ヒ)第3号
埼玉県羽生市大字上新郷1471番地
清算株式会社 株式会社竹内商事
代表清算人 植村 俊永
1 決定年月日 令和7年6月25日
2 主文 次の協定を認可する。
協定
1 協定債権の権利変更
協定債権(以下当該債権に係る債権者を「協定債権者」という)については、以下のとおり権利変更を受ける。
(1) 債権債務の確認
株式会社竹内商事(以下「清算株式会社」という)が各協定債権者に対し負担している令和6年7月31日時点(清算株式会社の解散日現在)の債権元本、利息及び遅延損害金の合計額は、別紙協定別表の「債権額」欄記載の額であることを確認する。
(2) 協定債権者に対する弁済
清算株式会社は、植村俊永を除く協定債権者(以下、総称して「本件協定債権者」という)に対し、本協定の認可決定確定日から2か月以内に、別紙協定別表の「弁済額」欄記載の金員を支払う。
ただし、本協定の認可決定確定日において、一般の優先権のある債権及び特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権が存在する場合は、別紙協定別表の

「弁済額」欄記載の金額から上記債権額を別紙協定別表の「配当基準額」欄記載の額(以下「配当基準額」という)の割合に応じて控除した後の残額を弁済する。

(3) 本件協定債権者による債務免除
本件協定債権者は、清算株式会社から前項の金員の弁済を受けたときは、当該弁済がなされた日に、清算株式会社に対し、その余の債務を免除する。

(4) その他の協定債権者による債務免除
協定債権者植村俊永は、本協定の認可決定が確定したときは、清算株式会社が協定債権者植村俊永に対して負担する一切の債務を免除する。

(5) 新たな財産が発見された場合の追加弁済
清算株式会社は、前記(2)の規定に基づく弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、速やかにこれを換価し、本件協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を配当基準額の割合に応じて支払う。この場合においては、前記(3)の規定により清算株式会社が受けた残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

2 弁済の方法

(1) 支払の方法
協定債権の弁済は、清算株式会社の本店所在地において行う。ただし、本件協定債権者が金融機関の口座を指定して振込を希望した場合には、当該口座に振込む方法により支払うものとし、振込に要する費用は清算株式会社の負担とする。

(2) 弁済額計算における端数の処理
協定債権の弁済額を計算するにあたって生じる1円未満の端数は切り捨てる。

(3) 本件協定債権者の弁済受領不能等
清算株式会社は、本件協定債権者の住所変更等のやむを得ない事情により弁済することができなかった場合、速やかに供託を行なうものとし、弁済に遅延した期間にかかる遅延損害金等は生じないものとする。
(別紙省略)

以上

さいたま地方裁判所熊谷支部

令和7年(ヒ)第3018号 大阪市北区天神橋2丁目北1番21号 清算株式会社 株式会社三亜トレーディング 代表清算人 尾島 史賢 1 決定年月日 令和7年6月25日 2 主文 本件協定を認可する。 協定 1 協定債権者は、本協定の認可の決定が確定したときに、清算株式会社に対する協定債権につき、その残債務を全部免除する。 2 清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権者に対し、協定債権の割合に応じて弁済する。この場合においては、協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。	以上 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(再イ)第10号 千葉県東金市福俵347番地7 再生債務者 増田 健一 1 決定年月日時 令和7年6月27日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月18日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月1日から令和7年8月8日まで	さいたま地方裁判所第3民事部	令和7年(再イ)第125号 札幌市厚別区厚別北2条3丁目1番8号 再生債務者 川口 優太 1 決定年月日時 令和7年6月30日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月22日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月4日から令和7年8月12日まで	札幌地方裁判所民事第4部	3 再生債権の届出期間 令和7年7月22日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月4日から令和7年8月12日まで
令和7年(再)第1号 石川県七尾市田鶴浜町ト部61番地 再生債務者 株式会社ピーエフエ 1 主文 再生債務者について監督委員による監督を命ずる。 2 監督委員 石川県金沢市尾張町1-2-23ブチハイム尾張町1階101号 ネクスト法律事務所 弁護士 細見 孝次 令和7年6月23日 金沢地方裁判所七尾支部 小規模個人再生による再生手続開始	令和7年(再イ)第9号 千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係 長野市下氷鉋1丁目1102番地の4 再生債務者 吉倉 友和 1 決定年月日時 令和7年6月27日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月18日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月1日から令和7年8月15日まで	令和7年(再イ)第13号 千葉県旭市ハの989番地5 アパートカマラ二101 再生債務者 猪瀬 幹太 1 決定年月日時 令和7年6月27日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月18日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月1日から令和7年8月15日まで	札幌市西区西町南7丁目2番14-203号 再生債務者 神田 優紀 1 決定年月日時 令和7年6月30日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月22日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月4日から令和7年8月12日まで	札幌地方裁判所民事第4部	札幌地方裁判所民事第4部	札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(再イ)第60号 埼玉県川口市柳根町21番22号 再生債務者 保科 真澄 1 決定年月日時 令和7年6月27日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月18日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月1日から令和7年8月8日まで	令和7年(再イ)第108号 札幌市北区百合が原9丁目3番16-307号 再生債務者 間 隆 1 決定年月日時 令和7年6月30日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月22日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月4日から令和7年8月12日まで	令和7年(再イ)第10号 千葉県東金市福俵347番地7 再生債務者 増田 健一 1 決定年月日時 令和7年6月27日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月18日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月1日から令和7年8月8日まで	札幌地方裁判所民事第4部	令和7年(再イ)第134号 札幌市白石区南郷通1丁目北8番8-103号 再生債務者 矢柄 廉樹 1 決定年月日時 令和7年6月30日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月22日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月4日から令和7年8月12日まで	札幌地方裁判所民事第4部	札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(再イ)第79号 埼玉県新座市野火止8丁目12番30-816号 武藏野北スカイハイツ 再生債務者 杉谷 隆	令和7年(再イ)第7号 鳥取県境港市外江町2087番地 再生債務者 足立 大樹 1 決定年月日時 令和7年6月30日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月22日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月4日から令和7年8月12日まで	令和7年(再イ)第7号 千葉県市原市原1丁目1番1号 再生債務者 佐々木 伸也 1 決定年月日時 令和7年6月27日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月18日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月1日から令和7年8月8日まで	札幌地方裁判所民事第4部	令和7年(再イ)第137号 福岡市南区井尻3丁目9番19-402号 ハウペストマンション井尻 再生債務者 森 達哉 1 決定年月日時 令和7年6月24日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月22日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月29日から令和7年8月5日まで	福岡地方裁判所第4民事部	福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(再イ)第18号 岡山県倉敷市鶴形1丁目9番30-1305号 サービス倉敷鶴形 再生債務者 池田 洋平 1 決定年月日時 令和7年6月30日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月22日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月4日から令和7年8月13日まで	令和7年(再イ)第63号 福岡県福津市福間南3丁目15番6号 再生債務者 福崎 裕輔 1 決定年月日時 令和7年6月24日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月22日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月4日から令和7年8月12日まで	令和7年(再イ)第52号 静岡市駿河区緑が丘町11番11号 再生債務者 漆畠 有那 1 決定年月日時 令和7年6月30日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月22日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月4日から令和7年8月12日まで	令和7年(再イ)第154号 福岡県糟屋郡新宮町下府7丁目6番7号 再生債務者 中上 真一 1 決定年月日時 令和7年6月24日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月22日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月29日から令和7年8月5日まで	静岡地方裁判所民事第2部	静岡地方裁判所民事第2部	静岡地方裁判所民事第2部
令和7年(再イ)第18号 鳥取地方裁判所米子支部 令和7年(再イ)第18号 岡山地方裁判所倉敷支部	令和7年(再イ)第6号 福岡市南区井尻3丁目9番19-402号 ハウペストマンション井尻 再生債務者 森 達哉 1 決定年月日時 令和7年6月24日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月22日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月29日から令和7年8月5日まで	令和7年(再イ)第7号 千葉県市原市原1丁目1番1号 再生債務者 佐々木 伸也 1 決定年月日時 令和7年6月27日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月18日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月1日から令和7年8月8日まで	令和7年(再イ)第154号 福岡県糟屋郡新宮町下府7丁目6番7号 再生債務者 中上 真一 1 決定年月日時 令和7年6月24日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月22日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月29日から令和7年8月5日まで	福岡地方裁判所第4民事部	福岡地方裁判所第4民事部	福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第126号
 福岡県太宰府市都府楼南4丁目25番7-302号
 再生債務者 早田 智哉
 1 決定年月日時 令和7年6月25日午後2時
 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
 3 再生債権の届出期間 令和7年7月23日まで
 4 一般異議申述期間 令和7年7月30日から令和7年8月6日まで
 福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第131号
 福岡県福津市津屋崎1丁目20番16号 メゾンド・フローラⅡ202号
 再生債務者 長須 紀明
 1 決定年月日時 令和7年6月25日午前11時
 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
 3 再生債権の届出期間 令和7年7月23日まで
 4 一般異議申述期間 令和7年7月30日から令和7年8月6日まで
 福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第141号
 福岡県春日市宝町1丁目5番地1 弥生Farm
 再生債務者 青柳 宗達
 1 決定年月日時 令和7年6月25日午前10時
 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
 3 再生債権の届出期間 令和7年7月23日まで
 4 一般異議申述期間 令和7年7月30日から令和7年8月6日まで
 福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第10号
 北海道河東郡音更町木野大通東14丁目4番地72
 再生債務者 佐藤 英恵
 1 決定年月日時 令和7年6月30日午後1時
 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
 3 再生債権の届出期間 令和7年7月24日まで
 4 一般異議申述期間 令和7年8月4日から令和7年8月12日まで
 釧路地方裁判所帯広支部再生係

令和7年(再イ)第19号
 栃木県足利市山下町936番地 第2根岸ハイツ101
 再生債務者 ブレインストームこと 石関 孝臣
 1 決定年月日時 令和7年6月26日午後4時
 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
 3 再生債権の届出期間 令和7年7月24日まで
 4 一般異議申述期間 令和7年8月7日から令和7年8月15日まで
 宇都宮地方裁判所足利支部

令和7年(再イ)第78号
 神戸市中央区北長狭通5丁目5番1号 フィオーレ元町602
 再生債務者 藤井 瑞乃
 1 決定年月日時 令和7年6月26日午後5時
 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
 3 再生債権の届出期間 令和7年7月24日まで
 4 一般異議申述期間 令和7年7月31日から令和7年8月14日まで
 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

令和6年(再イ)第221号
 福岡県糟屋郡篠栗町中央4丁目15番15号
 再生債務者 萩尾 智弘
 1 決定年月日時 令和7年6月26日午後2時
 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
 3 再生債権の届出期間 令和7年7月24日まで
 4 一般異議申述期間 令和7年7月31日から令和7年8月7日まで
 福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第145号
 福岡市西区周船寺2丁目15番19号 タウンハウス周船寺4号室
 再生債務者 岸田 恭典
 1 決定年月日時 令和7年6月26日午後2時
 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
 3 再生債権の届出期間 令和7年7月24日まで
 4 一般異議申述期間 令和7年7月31日から令和7年8月7日まで
 福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第2号
 鹿児島県薩摩川内市永利町2093番地2
 再生債務者 有馬 淳一
 1 決定年月日時 令和7年6月26日午前10時
 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
 3 再生債権の届出期間 令和7年7月24日まで
 4 一般異議申述期間 令和7年8月7日から令和7年8月14日まで
 鹿児島地方裁判所川内支部個人再生係

令和7年(再イ)第17号
 埼玉県本庄市児玉町児玉南2丁目6番25号
 再生債務者 鈴木 希望
 1 決定年月日時 令和7年6月27日午後5時
 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
 3 再生債権の届出期間 令和7年7月25日まで
 4 一般異議申述期間 令和7年8月8日から令和7年8月29日まで
 さいたま地方裁判所熊谷支部

令和7年(再イ)第123号
 大阪府守口市金田町2丁目14番16-403号
 再生債務者 糸永 安孝
 1 決定年月日時 令和7年6月27日午後3時
 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
 3 再生債権の届出期間 令和7年7月25日まで
 4 一般異議申述期間 令和7年8月1日から令和7年8月15日まで
 和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和6年(再イ)第332号
 福岡市東区箱崎2丁目54番1-1006号 日本住宅公園市街地住宅
 再生債務者 原 義雄
 1 決定年月日時 令和7年6月27日午後2時
 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
 3 再生債権の届出期間 令和7年7月25日まで
 4 一般異議申述期間 令和7年8月1日から令和7年8月8日まで
 福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第69号
 福岡市博多区下呂服町6番28-904号 Grand Ascent
 再生債務者 白木原聰子
 1 決定年月日時 令和7年6月27日午後2時
 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
 3 再生債権の届出期間 令和7年7月25日まで
 4 一般異議申述期間 令和7年8月1日から令和7年8月8日まで
 福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第98号 福岡市城南区茶山4丁目11番33号 再生債務者 菅 雄一 1 決定年月日時 令和7年6月27日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月25日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月1日から令和7年8月8日まで 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(再イ)第2号 山口県周南市大字須々万本郷500番地の23 再生債務者 藤井 康弘 1 決定年月日時 令和7年6月30日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月28日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月4日から令和7年8月18日まで 山口地方裁判所周南支部	令和7年(再イ)第6号 佐賀県唐津市浜玉町浜崎2142番地28 再生債務者 久富 康生 1 決定年月日時 令和7年6月30日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月25日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月1日から令和7年8月8日まで 佐賀地方裁判所唐津支部	令和7年(再イ)第2号 群馬県桐生市新里町新川2069番地5 再生債務者 須永 翔伍 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月10日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月22日まで 令和7年6月30日 前橋地方裁判所桐生支部	令和6年(再イ)第321号 名古屋市守山区大森八龍1丁目2504番地の3 再生債務者 三上 祐毅 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月24日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月18日まで 令和7年6月27日 名古屋地方裁判所民事第2部	令和6年(再イ)第74号 静岡県磐田市福田中島3432番地7 再生債務者 菅野屋行修 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月24日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月22日まで 令和7年6月30日 静岡地方裁判所浜松支部再生係
令和7年(再イ)第140号 福岡市中央区荒戸2丁目4番23-1105号 チサンマンション西公園 再生債務者 中 孝一郎 1 決定年月日時 令和7年6月27日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月25日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月1日から令和7年8月8日まで 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(再イ)第6号 佐賀県唐津市浜玉町浜崎2142番地28 再生債務者 久富 康生 1 決定年月日時 令和7年6月30日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月28日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月12日から令和7年8月19日まで 佐賀地方裁判所唐津支部	小規模個人再生による書面決議に付する決定 令和7年(再イ)第22号 千葉県市原市大厩1800番地343 再生債務者 四戸 悠太 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月10日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月14日まで 令和7年6月27日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	令和7年(再イ)第22号 東京都羽村市川崎2丁目5番13号サンテシャルム204 再生債務者 横井 健太 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月23日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月22日まで 令和7年6月30日 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和7年(再イ)第5号 静岡県島田市金谷栄町348番地の41 再生債務者 石田 真一 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月13日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月22日まで 令和7年6月27日 静岡地方裁判所民事第2部	令和7年(再イ)第6号 三重県松阪市 笹川町633番地3 再生債務者 渡慶次良治 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月26日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月22日まで 令和7年6月30日 津地方裁判所松阪支部
令和7年(再イ)第37号 大分市花江川9番34号 Hope 花江川102 再生債務者 生野 佑介 1 決定年月日時 令和7年6月27日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月25日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月8日から令和7年8月29日まで 大分地方裁判所民事第1部破産再生係	令和7年(再イ)第2号 千葉県市原市大厩1800番地343 再生債務者 四戸 悠太 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月10日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月14日まで 令和7年6月27日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	令和7年(再イ)第8号 栃木県那須塩原市東三島1丁目104番地178 再生債務者 岡山 浩二 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月23日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月17日まで 令和7年6月26日 宇都宮地方裁判所大田原支部	令和6年(再イ)第47号 相模原市中央区田名4439番地28 再生債務者 菅原 裕也	令和7年(再イ)第14号 静岡県熱海市下多賀90番地の8 再生債務者 川口 正樹	令和6年(再イ)第354号 大阪府寝屋川市成田南町15番23号 再生債務者 Zipporこと 服部 充伸 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月18日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月23日まで 令和7年6月27日 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(再イ)第22号 福井県坂井市春江町西太郎丸第4号61番地13 再生債務者 南 英雄 1 決定年月日時 令和7年6月27日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月28日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月8日から令和7年8月18日まで 福井地方裁判所	令和7年(再イ)第2号 千葉県市原市大厩1800番地343 再生債務者 四戸 悠太 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月10日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月14日まで 令和7年6月27日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	令和7年(再イ)第8号 栃木県那須塩原市東三島1丁目104番地178 再生債務者 岡山 浩二 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月23日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月17日まで 令和7年6月26日 宇都宮地方裁判所大田原支部	令和6年(再イ)第47号 相模原市中央区田名4439番地28 再生債務者 菅原 裕也	令和7年(再イ)第14号 静岡県熱海市下多賀90番地の8 再生債務者 川口 正樹	

令和6年(再イ)第524号 大阪市浪速区敷津西2丁目16番12-1303号 再生債務者 豊田 彩人 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月4日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 25日まで 令和7年6月27日 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(再イ)第76号 福岡市博多区住吉5丁目16番11-201号 メ ゾンドメナージュ 再生債務者 松永 太輔 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月13日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月14日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 14日まで 令和7年6月23日 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(再イ)第13号 徳島県吉野川市川島町桑村2915番地56 再生債務者 小方 正 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月20日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月17日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 24日まで 令和7年6月26日 徳島地方裁判所民事部	1 決議に付する再生計画案 令和7年5月16日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月18日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 18日まで 令和7年6月27日 福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(再イ)第53号 和歌山県紀の川市上田井501番地7 再生債務者 池田 晓則 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月10日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 25日まで 令和7年6月27日 和歌山地方裁判所民事部破産再生係	令和6年(再イ)第361号 福岡県糟屋郡志免町桜丘1丁目37番2号 再生債務者 守永 博之 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月26日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月15日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 15日まで 令和7年6月24日 福岡地方裁判所第4民事部	令和6年(再イ)第18号 愛媛県四国中央市川之江町2418番地11 再生債務者 三好 孝広 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月28日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月17日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 17日まで 令和7年6月26日 松山地方裁判所西条支部	令和6年(再イ)第327号 福岡市東区松崎3丁目41番20-103号 ソロ ン名島A棟 再生債務者 近藤 貴志 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月9日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月18日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 18日まで 令和7年6月27日 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(再イ)第9号 和歌山県岩出市曾屋258番地の27 再生債務者 YOSAパーク和歌山こと 松田 舞香 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月6日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 25日まで 令和7年6月27日 和歌山地方裁判所民事部破産再生係	令和7年(再イ)第52号 福岡市博多区青木1丁目17番1-212号エ バーライフ東平尾公園II 再生債務者 林 努 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月26日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月15日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 15日まで 令和7年6月24日 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(再イ)第61号 福岡市西区大字飯氏182番地5 再生債務者 村田 健平 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月4日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月17日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 17日まで 令和7年6月26日 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(再イ)第60号 福岡県春日市上白水7丁目6番地 エバーハ イツ203号 再生債務者 赤星 英彦 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月18日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月18日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 18日まで 令和7年6月27日 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(再イ)第4号 群馬県太田市市場町1121番地18 再生債務者 日野 充 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月13日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 30日まで 令和7年6月30日 前橋地方裁判所太田支部	令和7年(再イ)第78号 福岡市博多区那珂3丁目21番24-202号 K 1 リバーサイド御笠 再生債務者 竹田 直輝 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月18日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月16日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 16日まで 令和7年6月25日 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(再イ)第7号 新潟市西区寺尾西1丁目3番12号 再生債務者 平松 正樹 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月17日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月18日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 18日まで 令和7年6月27日 新潟地方裁判所民事部	令和7年(再イ)第64号 福岡県糸島市高田1丁目18番21号(105) 再生債務者 長岡 茂輝 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月17日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月18日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 18日まで 令和7年6月27日 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(再イ)第70号 福岡市東区二又瀬新町11番8-605号 リ バーシャト一空港 再生債務者 田中 幸一 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月17日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月14日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 14日まで 令和7年6月23日 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(再イ)第78号 福岡市博多区那珂3丁目21番24-202号 K 1 リバーサイド御笠 再生債務者 竹田 直輝 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月18日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月16日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 16日まで 令和7年6月25日 福岡地方裁判所第4民事部	令和6年(再イ)第277号 福岡県朝倉市美奈宜の杜7丁目4番6号 再生債務者 小正 明史	令和6年(再イ)第277号 福岡地方裁判所第4民事部

<p>令和7年（再イ）第81号 福岡県春日市光町3丁目2番地2中野ビル40D号 再生債務者 飯田 浩昭 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月20日付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7月18日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月18日まで 令和7年6月27日 福岡地方裁判所第4民事部</p> <p>令和7年（再イ）第89号 福岡県糟屋郡粕屋町長者原西1丁目6番14号ルームハウスSUN 102号 再生債務者 平山 泰誠 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月24日付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7月18日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月18日まで 令和7年6月27日 福岡地方裁判所第4民事部</p> <p>令和7年（再イ）第11号 山口県下関市一の宮町4丁目4番22-302号クレストーの宮 再生債務者 中村彰一郎 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月29日付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7月22日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月22日まで 令和7年6月30日 山口地方裁判所下関支部再生係</p> <p>令和6年（再イ）第49号 徳島県徳島市北島田町1丁目157番地の2ヒマリアF号室 再生債務者 頭師 勇介 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月19日付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7月22日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月28日まで 令和7年6月30日 徳島地方裁判所民事部</p>	<p>令和7年（再イ）第7号 長崎県長崎市茂木町159番地124 再生債務者 中本 剛 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月23日付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7月22日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月22日まで 令和7年6月30日 長崎地方裁判所民事部個人再生係</p> <p>令和7年（再イ）第3号 長崎県大村市徳泉川内町709番地7 再生債務者 堀 一彦 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月29日付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7月22日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月22日まで 令和7年6月30日 長崎地方裁判所大村支部</p> <p>令和6年（再イ）第36号 青森県上北郡野辺地町字船橋2番地16 再生債務者 鳴海 伸也 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月28日付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7月25日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月25日まで 令和7年6月27日 青森地方裁判所民事部再生係</p> <p>令和7年（再イ）第3号 広島県尾道市美ノ郷町三成2846番地2 再生債務者 大宮 幾子 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月4日付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7月25日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月25日まで 令和7年6月27日 広島地方裁判所尾道支部</p> <p>令和7年（再イ）第15号 愛媛県伊予松前町大字北川原1340番地4 再生債務者 加納 義之</p>	<p>1 決議に付する再生計画案 令和7年6月24日付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7月28日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月28日まで 令和7年6月30日 松山地方裁判所民事部</p> <p>令和7年（再イ）第8号 宮崎市恒久南1丁目1番地4 再生債務者 奈良 昌幸 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月18日付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7月28日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月28日まで 令和7年6月30日 宮崎地方裁判所民事部個人再生係</p> <p>小規模個人再生による変更再生計画認可</p> <p>令和2年（再イ）第22号 金沢市諸江町中丁485番地5 再生債務者 中谷 博 1 主文 本件変更再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年6月23日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた変更再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年6月24日 金沢地方裁判所民事部</p> <p>給与所得者等再生による再生手続開始</p> <p>令和7年（再ロ）第1号 福井県坂井市丸岡町宇田第4号19番地の4 再生債務者 中野 美則 1 決定年月日時 令和7年6月27日前10時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月28日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月8日から令和7年8月18日まで 福井地方裁判所</p> <p>給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取</p> <p>令和7年（再ロ）第2号 福岡県糟屋郡志免町向ヶ丘2丁目25番11号エンプレス野中B204号（前住所）福岡市東区雁の巣2-42-9 再生債務者 武田 正巳 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年6月2日付け再生計画案 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由 3 2の書面の提出期間 令和7年7月14日まで 令和7年6月23日 福岡地方裁判所第4民事部</p> <p>令和7年（再ロ）第1号 埼玉県比企郡滑川町月の輪2丁目30番地15 再生債務者 島田 哲之 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年6月17日付け再生計画案 2 書面で意見を述べができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由 3 2の書面の提出期間 令和7年7月22日まで 令和7年6月30日 さいたま地方裁判所熊谷支部</p>
---	--	--

<p>令和7年(再口)第1号 東京都小金井市貫井南町3丁目3番19-102 号第58小金井クリスタルマンション 再生債務者 海老原 研 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年6月13日付け再生計画案 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由 3 2の書面の提出期間 令和7年7月22日まで 令和7年6月30日 東京地方裁判所立川支部民事第4部 給与所得者等再生による再生計画認可</p>	<p>(別紙) 物件目録 1 所在 川口市未広1丁目 地番 22番6 地目 宅地 地積 48.23平方メートル (共有者 見田野静江持分727分の547) (共有者 見田野かすみ持分727分の180) 2 (一棟の建物の表示) 所在 川口市未広1丁目 22番地1、22番地5、22番地7、22番地9、23番地17、22番地3、22番地6、22番地8、23番地10 構造 木造鉄骨メキ鋼板葺2階建 床面積 1階 206.26平方メートル 2階 156.31平方メートル (専有部分の建物の表示) 家屋番号 未広1丁目 22番6 種類 居宅 構造 木造鉄骨メキ鋼板葺2階建 床面積 1階 37.71平方メートル 2階 28.91平方メートル (共有者 見田野静江持分727分の547) (共有者 見田野かすみ持分727分の180)</p>	<p>令和7年(チ)第15号 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 申立人 神戸市建築住宅局長 根岸 芳之 (亡武田一廣の最後の住所) 神戸市中央区日暮通3丁目5番13号 所有者 亡武田一廣相続財産 届出期間満了日 令和7年8月25日 令和7年6月25日 神戸地方裁判所 (別紙) 物件目録 1 所在 神戸市中央区日暮通三丁目 地番 369番 地目 宅地 地積 20.81平方メートル 2 所在 神戸市中央区日暮通三丁目369番地 家屋番号 (未登記) 種類 居宅 構造 木造2階建 床面積 1階 約12平方メートル 2階 約12平方メートル</p>	<p>令和7年(チ)第10号 熊本県合志市御代志553番地3 申立人 鍋本千代美 住所・居所 不明 (不動産登記記録上の住所) 菊池郡合志町大字福原1016番地 共有者 村崎 政一 届出期間満了日 令和7年8月25日 令和7年6月25日 熊本地方裁判所 (別紙) 物件目録 所在 合志市福原字新山 地番 1396番7 地目 山林 地積 521平方メートル 不明共有者の持分 54分の2</p>
<p>令和6年(再口)第32号 大阪市東住吉区矢田2丁目2番19号 再生債務者 森 みゆき(旧姓漆原) 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年6月23日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年6月27日 大阪地方裁判所第6民事部 所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告</p>	<p>次の申立人から別紙物件目録表示の土地及び建物について所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の土地及び建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。</p>	<p>令和7年(チ)第16号 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 申立人 神戸市建築住宅局長 根岸 芳之 (亡鎌田ます子の最後の住所) 兵庫県加古郡播磨町古宮5丁目14番24号 (亡鎌田ます子の不動産登記記録上の住所) 神戸市中央区日暮通三丁目5番13号 所有者 亡鎌田ます子相続財産 届出期間満了日 令和7年8月25日 令和7年6月25日 神戸地方裁判所 (別紙) 物件目録 1 所在 神戸市中央区日暮通三丁目 地番 371番 地目 宅地 地積 14.26平方メートル 2 所在 神戸市中央区日暮通三丁目371番地 家屋番号 371番 種類 居宅 構造 木造鉄骨メキ鋼板葺2階建 床面積 1階 10.38平方メートル 2階 10.38平方メートル</p>	<p>令和7年(チ)第5号 沖縄県うるま市勝連南風原8番地 申立人 具志堅永信 住所・居所 不明 (不動産登記記録上の住所)(記載なし) 所有者 26 渥川 蒲 届出期間満了日 令和7年8月15日 令和7年6月24日 那覇地方裁判所沖縄支部 (別紙) 物件目録 所在 うるま市勝連南風原南風原 地番 64番2 地目 畑 地積 107平方メートル</p>
<p>令和7年(チ)第2号 東京都新宿区市谷薬王寺町3-27 申立人 株式会社G o 4 住所・居所 不明 (不動産登記記録上の住所) 川口市未広1丁目16番25号 (固定資産評価証明書上の住所) 東京都練馬区豊玉中2丁目3番10-406号 共有者 見田野静江 住所・居所 不明 (不動産登記記録上の住所) 川口市未広1丁目16番25号 (固定資産評価証明書上の住所) 東京都練馬区豊玉中2丁目3番10-406号 共有者 見田野かすみ 届出期間満了日 令和7年8月25日 令和7年6月24日 さいたま地方裁判所</p>	<p>(別紙) 物件目録 1 所在 城陽市寺田袋尻 地番 21番8 地目 宅地 地積 50.61平方メートル 2 所在 城陽市寺田袋尻 21番地8 家屋番号 21番8 種類 居宅 構造 木造瓦葺2階建 床面積 1階 28.17平方メートル 2階 25.92平方メートル</p>	<p>令和7年(チ)第13号 京都府宇治市槇島町落合124番地1グラン・コート宇治槇島305号室 申立人 株式会社a l l o g g i o (亡甲斐誠三の最後の住所) 京都府城陽市寺田袋尻21番地の8 (不動産登記記録上の住所) 京都府城陽市大字寺田小字袋尻21番地8 所有者 亡甲斐誠三相続財産 届出期間満了日 令和7年8月20日 令和7年6月25日 京都地方裁判所第5民事部 (別紙) 物件目録 1 所在 城陽市寺田袋尻 地番 21番8 地目 宅地 地積 50.61平方メートル 2 所在 城陽市寺田袋尻 21番地8 家屋番号 21番8 種類 居宅 構造 木造瓦葺2階建 床面積 1階 28.17平方メートル 2階 25.92平方メートル</p>	<p>令和7年(チ)第1号 左記組合は合併して甲乙この権利義務一切を承継して存続しては解散するにいたしました。 乙の合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1箇月以内にお申し出ください。 なお、両組合の最終事業年度に係る貸借対照表は、甲及び乙それそれの主たる事務所に備え置いております。 令和7年7月8日 青森県八戸市大字鶴町字口ノ出町四番地 (甲) 八戸水産仲買人協同組合 代表理事 野田 一夫 青森県八戸市大字鶴町字口ノ出町四番地 (乙) 八戸魚市場仲買人協同組合連合会 代表理事 野田 一夫</p>

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和七年十月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議は経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していきますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

(乙) 掲載 官報
掲載の日付 令和七年六月十八日

神戸市中央区港島中町六丁目一三番地四
(甲) フジツコ株式会社
代表取締役 福井 正一

神戸市中央区港島中町六丁目一三番地四
(乙) フジツコNEWデリカ株式会社
代表取締役 豊村 正之

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和七年七月八日
東京都杉並区高円寺北四丁目七番四号
組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和七年七月八日
東京都渋谷区東二丁目二四一―第三KYビル五〇一 東京ブライムコート合同会社
代表社員 齋川 利男

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和七年七月八日
令和七年七月八日
東京都目黒区上目黒二丁目一番二号
合同会社ネクスト
代表社員 尾川 賢志

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

効力発生日は令和七年八月九日であり、株主総会の決議は令和七年六月二十七日に終了しております。

令和七年七月八日
福井県大野市篠座六五号一二番地の一
合同会社マップ調査設計
代表社員 森田 昌文

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年八月十二日であり組織変更後の商号は株式会社トリブルウインとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月八日
愛知県春日井市大留町五―三―一六
合同会社トリブルウイン
代表社員 古川勝一朗

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月八日
山口県岩国市周東町下久原一〇二三番地の七
合同会社M I K I
代表社員 鶴田 新

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月八日
大阪市阿倍野区松崎町三丁目七番四号
有限会社健康百二十才
代表取締役 秦 忠世

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を二億二千八百六十六万千五百二十六円減少し、三億円とすることにいたしました。

なお、減少する資本金の額はその他資本剰余金へ振替えられます。

当社は、資本金の額を二億二千八百六十六万千五百二十六円減少し、三億円とすることにいたしました。

なお、減少する資本金の額はその他資本剰余金へ振替えられます。

当社は、資本金の額を二億二千八百六十六万千五百二十六円減少し、三億円とすることにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月八日
東京都目黒区上目黒二丁目一番二号
合同会社ネクスト
代表社員 尾川 賢志

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億円減少し一億円とすました。

この組織変更後商号は株式会社マップ調査設計とします。

令和七年七月八日
福井県大野市篠座六五号一二番地の一
合同会社マップ調査設計
代表社員 森田 昌文

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年八月十二日であり組織変更後の商号は株式会社トリブルウインとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月八日
愛知県春日井市大留町五―三―一六
合同会社トリブルウイン
代表社員 古川勝一朗

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月八日
山口県岩国市周東町下久原一〇二三番地の七
合同会社M I K I
代表社員 鶴田 新

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月八日
大阪市阿倍野区松崎町三丁目七番四号
有限会社健康百二十才
代表取締役 秦 忠世

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を二億二千八百六十六万千五百二十六円減少し、三億円とすることにいたしました。

なお、減少する資本金の額はその他資本剰余金へ振替えられます。

当社は、資本金の額を二億二千八百六十六万千五百二十六円減少し、三億円とすることにいたしました。

なお、減少する資本金の額はその他資本剰余金へ振替えられます。

当社は、資本金の額を二億二千八百六十六万千五百二十六円減少し、三億円とすることにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月八日
東京都目黒区上目黒二丁目一番二号
合同会社ネクスト
代表社員 尾川 賢志

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億七五〇〇万円、資本準備金の額を一億二五〇〇万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

効力発生日は令和七年八月九日であり、株主総会の決議は令和七年六月二十七日に終了しております。

令和七年七月八日
福井県大野市篠座六五号一二番地の一
合同会社マップ調査設計
代表社員 森田 昌文

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年八月十二日であり組織変更後の商号は株式会社トリブルウインとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月八日
愛知県春日井市大留町五―三―一六
合同会社トリブルウイン
代表社員 古川勝一朗

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月八日
山口県岩国市周東町下久原一〇二三番地の七
合同会社M I K I
代表社員 鶴田 新

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月八日
大阪市阿倍野区松崎町三丁目七番四号
有限会社健康百二十才
代表取締役 秦 忠世

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を二億二千八百六十六万千五百二十六円減少し、三億円とすることにいたしました。

なお、減少する資本金の額はその他資本剰余金へ振替えられます。

当社は、資本金の額を二億二千八百六十六万千五百二十六円減少し、三億円とすることにいたしました。

なお、減少する資本金の額はその他資本剰余金へ振替えられます。

当社は、資本金の額を二億二千八百六十六万千五百二十六円減少し、三億円とすることにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月八日
東京都目黒区上目黒二丁目一番二号
合同会社ネクスト
代表社員 尾川 賢志

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月二十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

効力発生日は令和七年八月十五日であり、株主総会の決議は令和七年六月二十六日に終了しております。

令和七年七月八日
福井県大野市篠座六五号一二番地の一
合同会社マップ調査設計
代表社員 森田 昌文

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年八月十二日であり組織変更後の商号は株式会社トリブルウインとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月八日
愛知県春日井市大留町五―三―一六
合同会社トリブルウイン
代表社員 古川勝一朗

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月八日
山口県岩国市周東町下久原一〇二三番地の七
合同会社M I K I
代表社員 鶴田 新

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月八日
大阪市阿倍野区松崎町三丁目七番四号
有限会社健康百二十才
代表取締役 秦 忠世

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を二億二千八百六十六万千五百二十六円減少し、三億円とすることにいたしました。

なお、減少する資本金の額はその他資本剰余金へ振替えられます。

当社は、資本金の額を二億二千八百六十六万千五百二十六円減少し、三億円とすることにいたしました。

なお、減少する資本金の額はその他資本剰余金へ振替えられます。

当社は、資本金の額を二億二千八百六十六万千五百二十六円減少し、三億円とすることにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月八日
東京都目黒区上目黒二丁目一番二号
合同会社ネクスト
代表社員 尾川 賢志

